

平成 2 9 年度

市 税 概 要

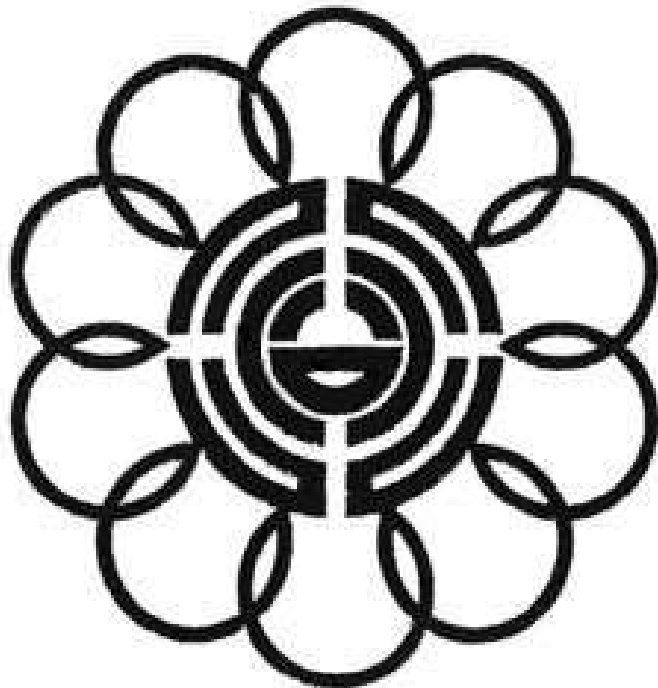


越 谷 市

市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

(昭和53年11月3日制定)

市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

(表紙)

越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	5
(1)	税務機構の変遷	5
(2)	税務機構及び人員の配置	7
(3)	税務職員数に関する比較	8
(4)	税務職員年齢別調	8
(5)	職員税務経験年数調	8
(6)	税務事務に係る事務分掌	9
(7)	委員会・審議会の構成状況	9
II	財政と市税	
1	平成28年度一般会計決算状況	10
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	10
3	平成29年度一般会計当初予算状況	12
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	12
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	14
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	14
3	市税一覧	15
4	平成28年度市税決算状況	17
5	市税決算状況の推移	19
6	市税負担状況の推移	21
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	22
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	22
3	決算状況の推移	23
4	個人市民税	25
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	25
(2)	納税義務者数等の推移	25
(3)	納税義務者の状況（平成29年度当初）	27
(4)	特別徴収義務者等の状況（平成29年度当初）	27
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	28
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	29
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	29
5	法人市民税	31
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	31
(2)	月別調定額の状況	31

(3) 事業種目別納税義務者数の状況	33
V 固定資産税	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	34
2 決算状況の推移	35
3 土地に関する概要（平成29年度当初）	37
(1) 納税義務者数に関する調	37
(2) 総括表	37
(3) 土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	39
(4) 土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	39
(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	41
(6) 土地の課税標準額の推移	41
4 家屋に関する概要（平成29年度当初）	43
(1) 納税義務者数に関する調	43
(2) 総括表	43
(3) 家屋	44
ア 木造	44
イ 木造以外	44
ウ 平成28年中の新增築分家屋	45
(ア) 木造	45
(イ) 木造以外	45
エ 平成28年中の減少分家屋	46
(ア) 木造	46
(イ) 木造以外	46
オ 新築住宅に対する軽減状況の推移	47
5 償却資産に関する概要（平成29年度当初）	48
6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	48
7 国有資産等所在市町村交付金の推移	48
VI 都市計画税	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	49
2 決算状況の推移	50
3 都市計画税の概要（平成29年度当初）	50
(1) 都市計画区域の面積	50
(2) 土地・家屋の推移	52
VII 特別土地保有税	
1 調定額の推移	54
2 納税義務者数の推移	54
3 決算状況の推移	55

VIII 諸税	
1 軽自動車税	5 6
(1) 車種別調定額の推移（各年度末：平成27年度まで）	5 6
(2) 車種別課税台数の推移（各年度末：平成27年度まで）	5 6
(3) 税率区分別調定額の推移（各年度末：平成28年度～）	5 7
(4) 税率区分別課税台数の推移（各年度末：平成28年度～）	5 8
2 市たばこ税	5 9
(1) 月別調定額の推移	5 9
(2) 月別本数の推移	5 9
3 事業所税	6 0
(1) 納税義務者数・調定額の推移	6 0
IX 徴収	
1 口座振替等の利用状況	6 1
(1) 口座振替の利用状況	6 1
(2) 収納方法の利用状況（平成28年度）	6 1
2 滞納処分状況の推移	6 2
(1) 差押	6 2
(2) 交付要求	6 2
(3) 執行停止	6 2
(4) 不納欠損	6 2
3 市税の徴収に関する経費の推移	6 4
X その他	
1 税外収入	6 5
2 徴税手数料	6 5
3 電子計算機	6 6
(1) 電子計算機の利用に関する調	6 6
(2) 電子計算機を用いた証明書	6 7
4 賦課徴収事務の電算化の変遷	6 8
XI 参考資料	
1 市税の税率の変遷	6 9
2 最近の主な税制改正一覧	8 2
3 個人市・県民税の所得控除等の変遷	1 1 5

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。
越谷市のアドレスは、<http://www.city.koshigaya.saitama.jp> です。

I 市の概況と税務機構

1 越谷市の概況

(平成29年4月1日現在)

人口	339,677人
男	169,091人
女	170,586人
世帯数	148,864世帯
面積	60.24km ² (平成26年10月1日 国土地理院計測)
人口密度	5,639人/km ² 当たり
市庁舎の位置	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
沿革	越谷市は、埼玉県 の 東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

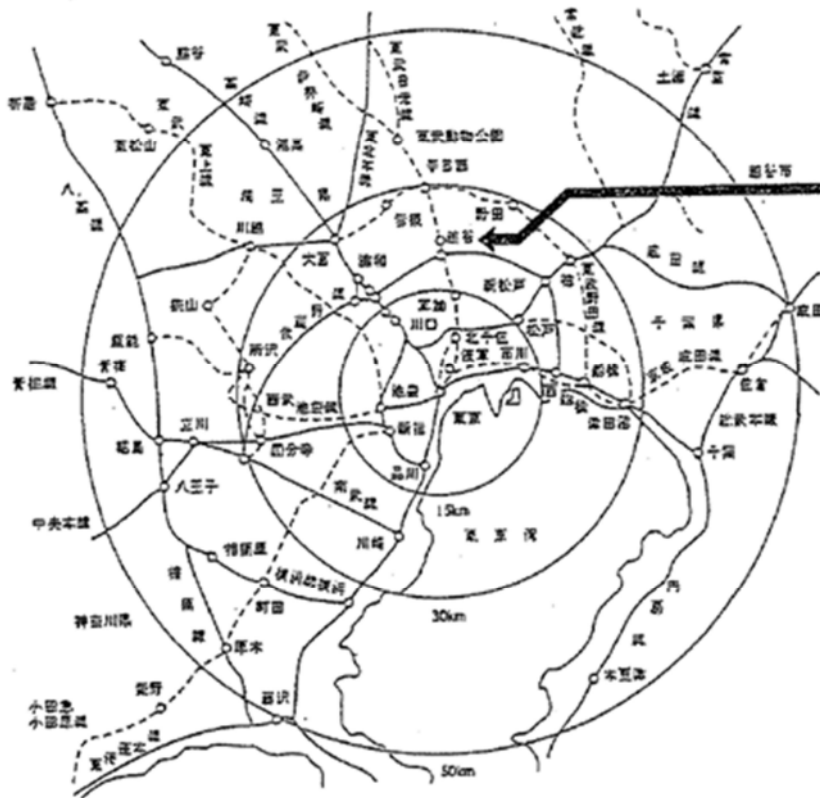
昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成20年に50周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。また、平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。現在では、人口約33万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、平成23年度からスタートした第4次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

また、平成27年4月に県内で2番目となる中核市へ移行しました。

越谷市の位置



埼玉県内の市町村（平成29年4月1日現在）

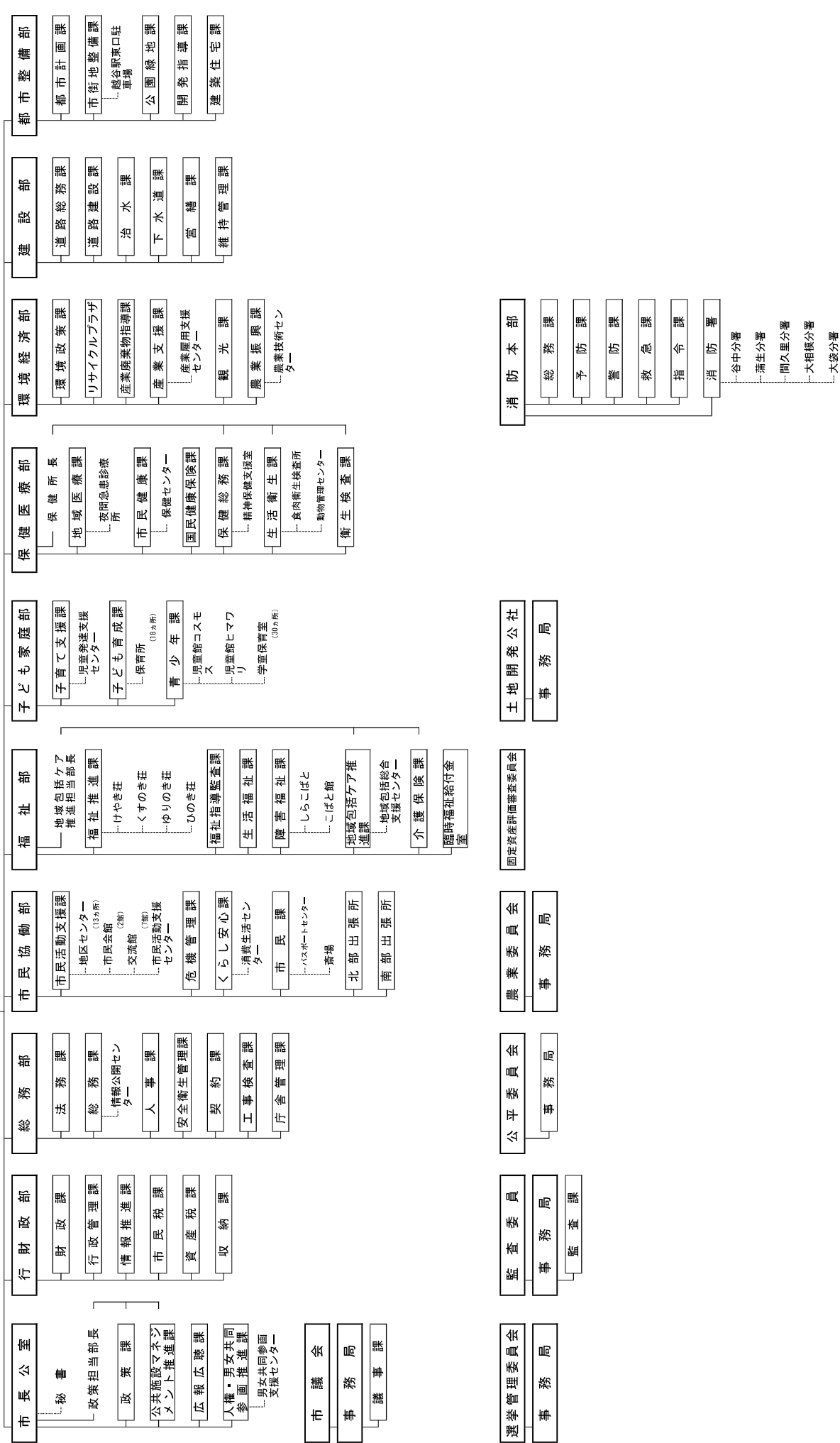


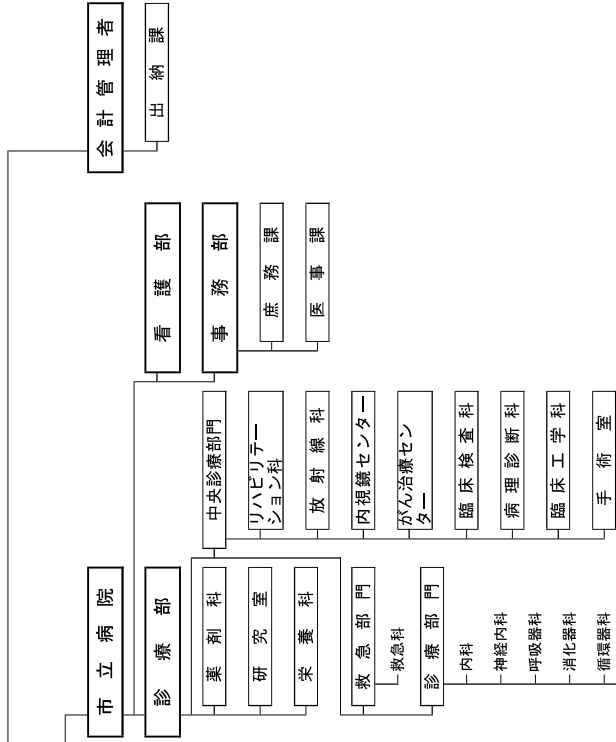
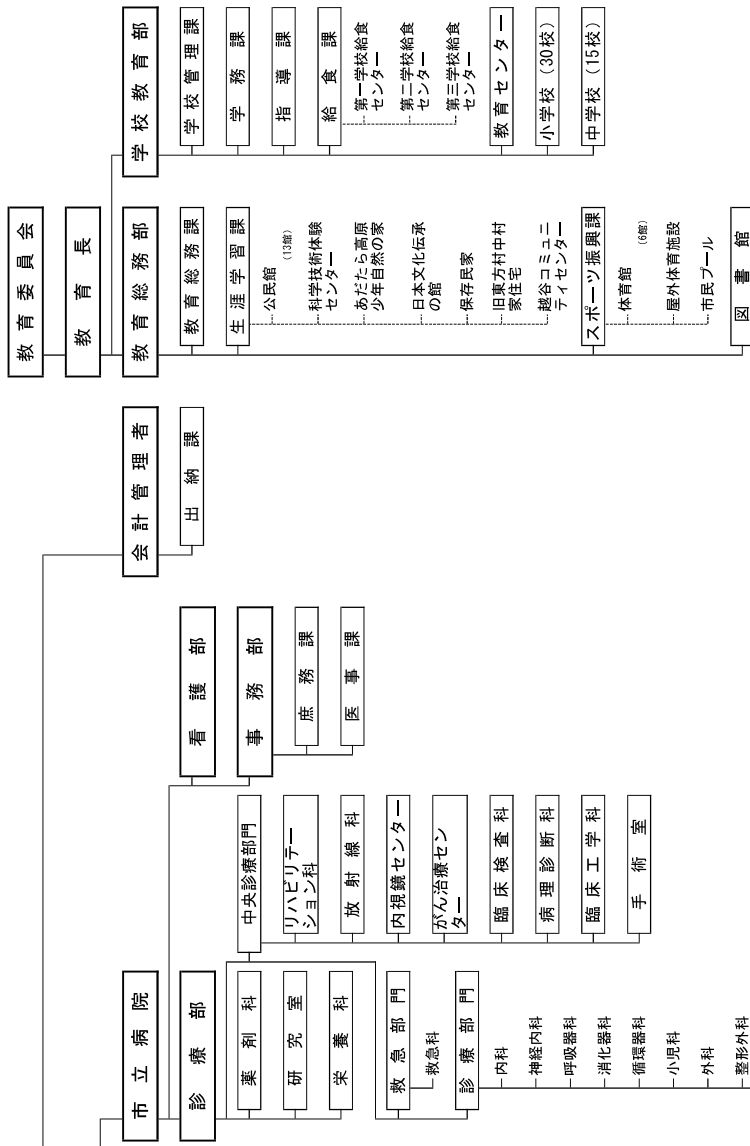
越谷市行政機構図(平成29年4月1日)

市長

20部73課

副市長



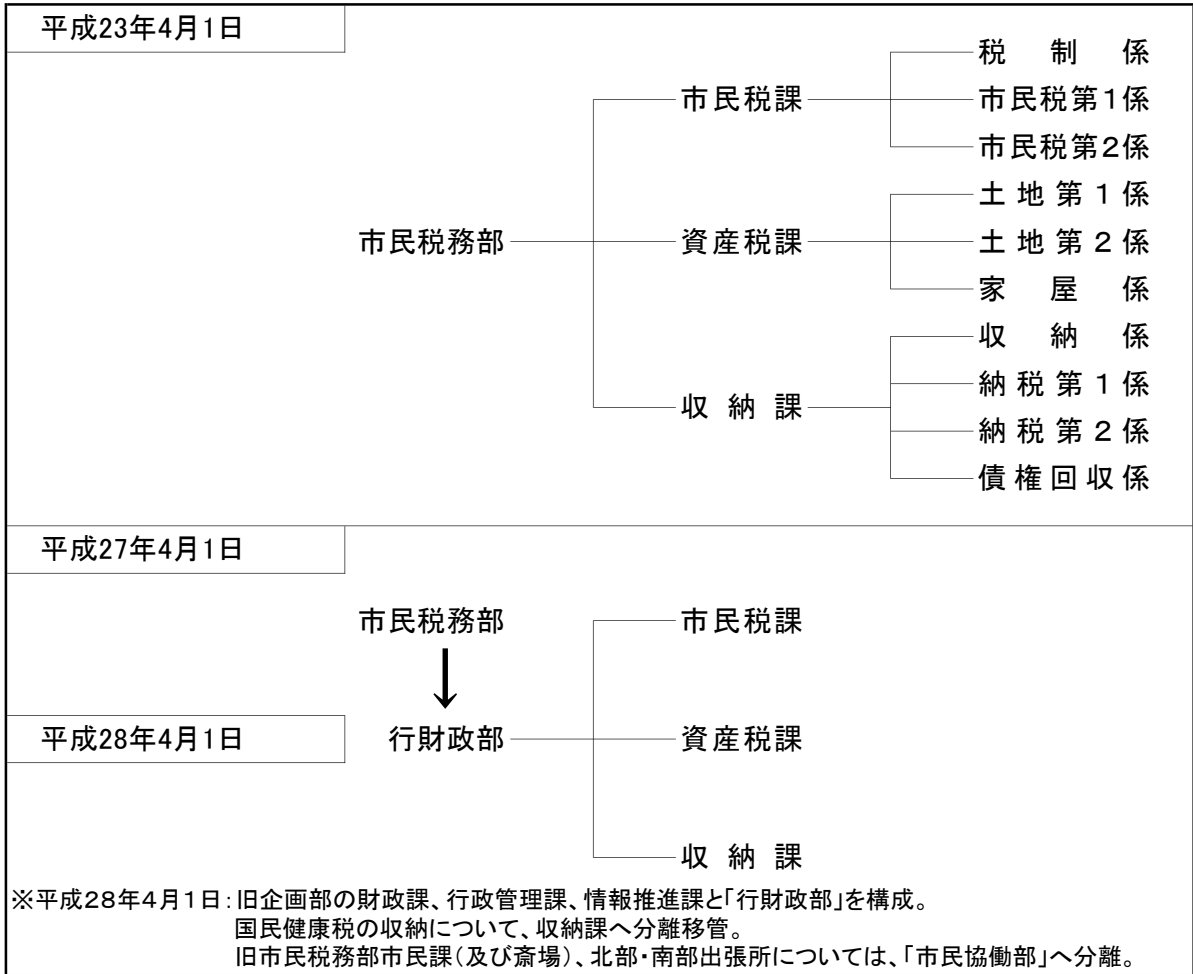


2 税務機構

(1) 税務機構の変遷

昭和29年11月3日		税務課	<ul style="list-style-type: none"> 賦課係 徴収係
昭和40年4月1日		税務課	<ul style="list-style-type: none"> 市民税係 固定資産税係 徴収係
昭和44年1月1日		主税課	<ul style="list-style-type: none"> 諸税係 収納係 徴収係
		課税課	<ul style="list-style-type: none"> 市民税第1係 市民税第2係 資産税第1係 資産税第2係 国保税係
昭和46年4月1日		主税課	<ul style="list-style-type: none"> 税制係 収納係 徴収係
平成3年10月1日	総務部 ↓ 税務部	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> 市民税第1係 市民税第2係 諸税係
		資産税課	<ul style="list-style-type: none"> 資産税第1係 資産税第2係
平成12年4月1日		市民税課	<ul style="list-style-type: none"> 税制係 市民税第1係 市民税第2係
平成18年4月1日	税務部 ↓ 市民税務部	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> 土地第1係 土地第2係 家屋係
		納税課	<ul style="list-style-type: none"> 収納係 納税第1係 納税第2係

※平成12年4月1日：国民健康保険税について、健康福祉部国民健康保険課へ分離移管。
 ※平成18年4月1日：旧市民部市民課(及び斎場)、北部・南部出張所と「市民税務部」を構成。



(2) 税務機構及び人員の配置

平成29年4月1日現在

部	課	担当	部長 ・ 参事	副部長 ・ 副参事	課長 ・ 調整幹	専門員	副課長	主幹 (統括)	主幹	主査	主任	主事 ・ 技師	計	
行 財 政 部	部 長		1										1	
	副 部 長													0
	市 民 税 課	税制								1	1	1	1	4
		個人市・県民 税普通徴収								2	4	1	10	17
		個人市・県民 税特別徴収								2		1	6	9
		法人市民税 事業所税								1			2	3
		軽自動車税 市たばこ税								1		1	1	3
		計				1		2		7	5	4	20	39
	資 産 税 課	土地評価・償 却資産・庶務									2	1	2	5
		土地調査							1	5	4	2	3	15
		家屋調査								4	1	1	4	10
		計				1		2	1	9	7	4	9	33
	収 納 課	収納管理								1	2	1	9	13
		市税・国保税								6	1		14	21
		債権管理								3			1	4
		計				2		2		10	3	1	24	42
	合 計			1	0	4	0	6	1	26	15	9	53	115

※上記以外、短時間再任用職員を市民税課に2名、資産税課に3名。また、収納課に徴収指導員1名を配置。

※行財政部は上記115名のほか、財政課9名、行政管理課7名、情報推進課11人の合計142名(※短時間再任用職員及び徴収指導員を除く)で構成。

(3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在
(単位:人、%)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29
市長部局職員数 (A)	1,917	2,010	2,045	2,122	2,293	2,304
税務職員数 〔行財政部〕(B)	106	105	104	105	116	115
※参考 行財政部職員数	178	176	175	176	141	142
割合 (B)／(A)	5.5%	5.2%	5.1%	4.9%	5.1%	5.0%

※市長部局職員数は、市長公室から都市整備部、市立病院、出納課の職員数。

(4) 税務職員年齢別調

平成29年4月1日現在
(単位:人、歳)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	1	12	14	7	6	40	36.76
資産税課	0	3	13	12	5	33	41.35
収納課	0	17	10	6	9	42	37.53
計	1	32	37	25	20	115	38.34

部長職
含む

(5) 職員税務経験年数調

平成29年4月1日現在
(単位:人、年)

区分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計	平均年数
市民税課	4	8	6	9	9	4	40	4.0
資産税課	2	1	5	7	12	6	33	6.1
収納課	9	6	4	6	12	5	42	4.4
計	16	15	15	22	33	15	116	4.8

※上記(3)・(4)・(5)において再任用職員(短時間勤務)の数は、含めず。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	市 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。 (11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

(平成29年4月1日現在)

○ 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）

委員定数 3人

任 期 3年

Ⅱ 財 政 と 市 税

1 平成28年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

(1) 歳入			(2) 歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
1 市税	47,968,863	49.1	1 議会費	567,223	0.6
個人市民税	(20,452,931)	(42.6)	2 総務費	10,160,298	10.9
法人市民税	(3,178,921)	(6.6)	3 民生費	42,516,750	45.7
固定資産税	(18,457,617)	(38.5)	4 衛生費	7,869,383	8.5
軽自動車税	(352,015)	(0.7)	5 労働費	58,372	0.1
市たばこ税	(2,383,056)	(5.0)	6 農林水産業費	566,701	0.6
特別土地保有税	(0)	(0.0)	7 商工費	610,557	0.7
事業所税	(741,530)	(1.6)	8 土木費	10,251,211	11.0
都市計画税	(2,402,793)	(5.0)	9 消防費	3,802,129	4.1
2 地方譲与税	716,525	0.7	10 教育費	9,158,773	9.8
3 利子割交付金	44,122	0.1	11 災害復旧費	0	0.0
4 配当割交付金	183,757	0.2	12 公債費	7,138,824	7.7
5 株式等譲渡所得割交付金	112,006	0.1	13 諸支出金	302,237	0.3
6 地方消費税交付金	4,724,878	4.8	14 予備費	0	0.0
7 自動車取得税交付金	226,976	0.2			
8 地方特例交付金	311,180	0.3			
9 地方交付税	3,342,087	3.4			
10 交通安全対策特別交付金	49,024	0.1			
11 分担金及び負担金	836,002	0.9			
12 使用料及び手数料	1,750,836	1.8			
13 国庫支出金	16,120,742	16.5			
14 県支出金	5,332,295	5.5			
15 財産収入	293,824	0.3			
16 寄附金	15,840	0.0			
17 繰入金	1,603,959	1.6			
18 繰越金	5,184,436	5.3			
19 諸収入	2,856,698	2.9			
20 市債	6,088,300	6.2			
歳入合計	97,762,350	100.0	歳出合計	93,002,458	100.0

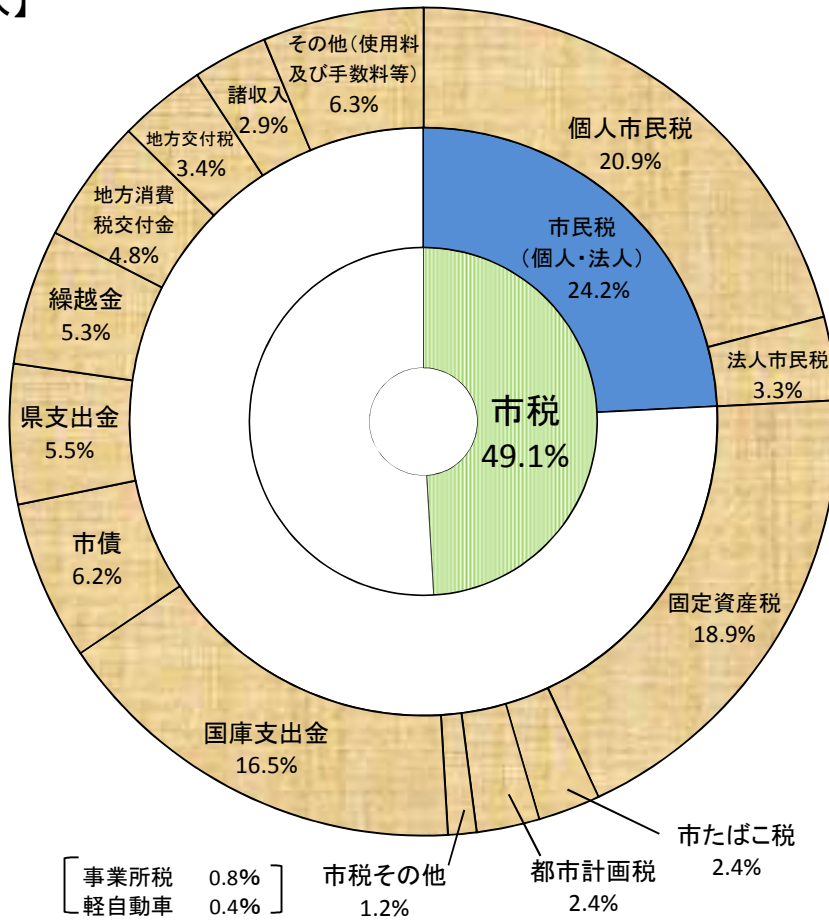
2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位:千円、%)

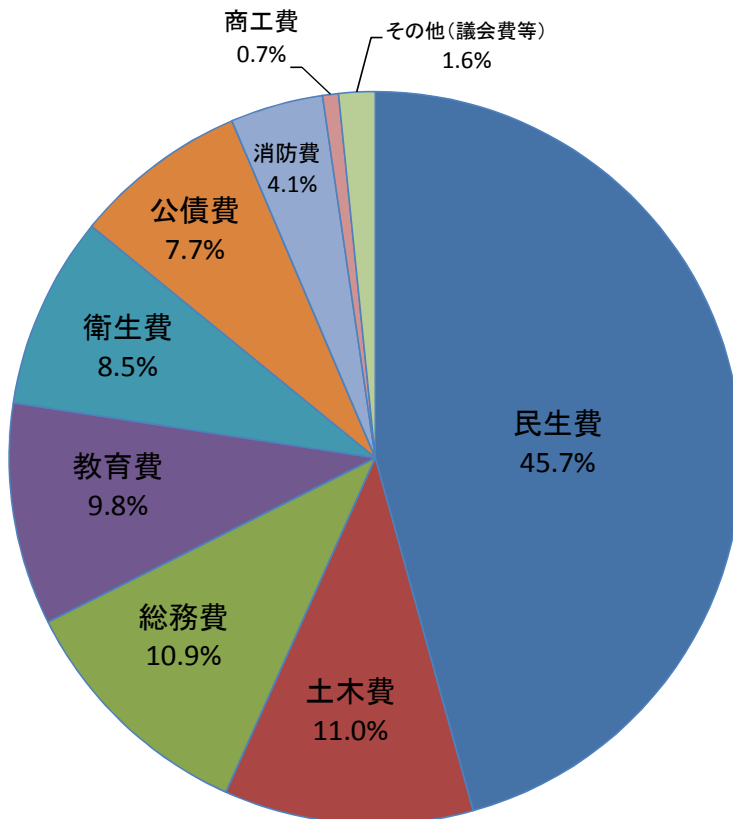
年度	区分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
24		91,259,561	46,277,944	50.7
25		93,222,363	45,894,632	49.2
26		93,686,954	46,748,490	49.9
27		98,646,071	47,132,873	47.8
28		97,762,350	47,968,863	49.1

〈平成28年度一般会計決算状況〉

【歳入】



【歳出】



3 平成29年度一般会計当初予算状況

(単位:千円、%)

(1) 歳入			(2) 歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
1 市税	45,965,000	50.8	1 議会費	593,424	0.6
個人市民税	(19,811,000)	(43.1)	2 総務費	8,339,783	9.2
法人市民税	(2,615,000)	(5.7)	3 民生費	42,203,565	46.7
固定資産税	(17,985,000)	(39.1)	4 衛生費	8,140,085	9.0
軽自動車税	(317,000)	(0.7)	5 労働費	64,515	0.1
市たばこ税	(2,245,000)	(4.9)	6 農林水産業費	610,436	0.7
特別土地保有税	(0)	(0.0)	7 商工費	563,165	0.6
事業所税	(670,000)	(1.5)	8 土木費	9,184,225	10.2
都市計画税	(2,322,000)	(5.0)	9 消防費	4,080,866	4.5
2 地方譲与税	660,000	0.7	10 教育費	9,292,143	10.3
3 利子割交付金	60,000	0.1	11 災害復旧費	20	0.0
4 配当割交付金	200,000	0.2	12 公債費	7,131,963	7.9
5 株式等譲渡所得割交付金	150,000	0.2	13 諸支出金	75,810	0.1
6 地方消費税交付金	4,600,000	5.1	14 予備費	120,000	0.1
7 自動車取得税交付金	180,010	0.2			
8 地方特例交付金	270,000	0.3			
9 地方交付税	3,000,000	3.3			
10 交通安全対策特別交付金	50,000	0.1			
11 分担金及び負担金	910,460	1.0			
12 使用料及び手数料	1,712,471	1.9			
13 国庫支出金	14,925,960	16.5			
14 県支出金	5,098,525	5.6			
15 財産収入	75,570	0.1			
16 寄附金	1,010	0.0			
17 繰入金	2,310,484	2.6			
18 繰越金	1,000,000	1.1			
19 諸収入	2,595,610	2.9			
20 市債	6,634,900	7.3			
歳入合計	90,400,000	100.0	歳出合計	90,400,000	100.0

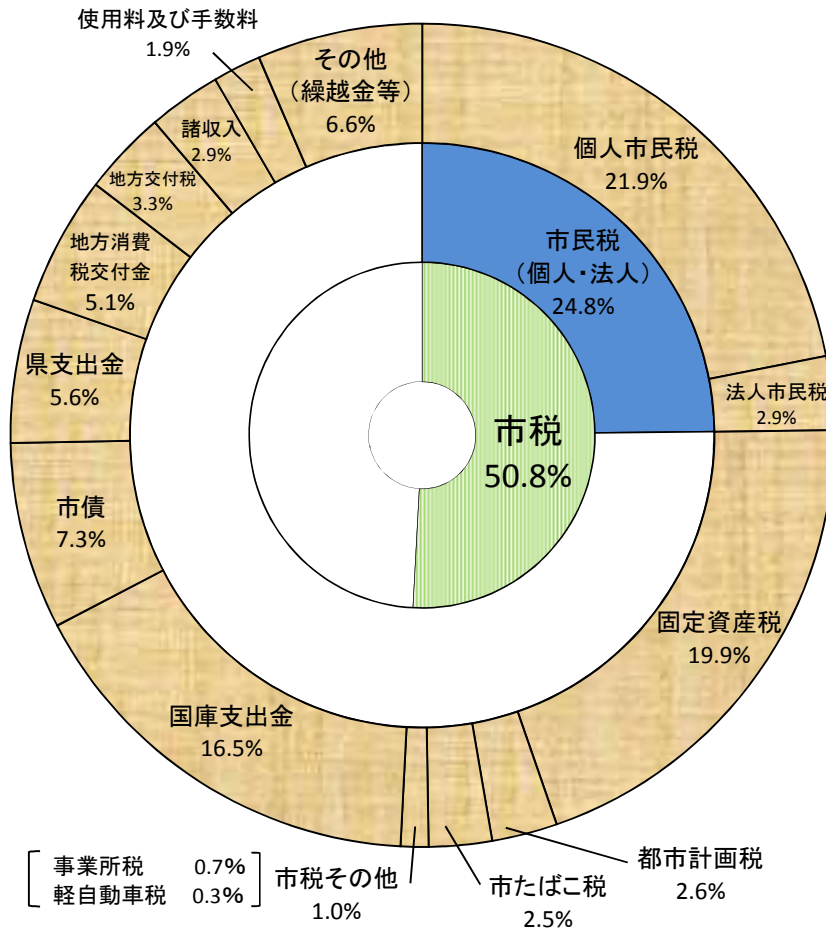
4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位:千円、%)

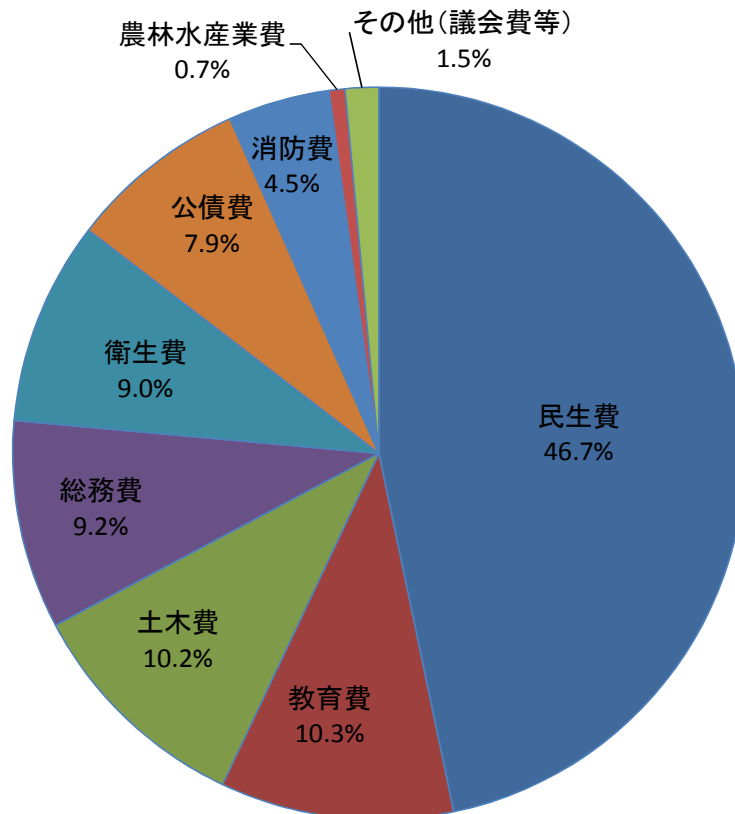
年度	区分	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
25		83,400,000	44,080,000	52.9
26		86,200,000	45,057,000	52.3
27		89,900,000	44,761,000	49.8
28		88,400,000	45,288,000	51.2
29		90,400,000	45,965,000	50.8

〈平成29年度一般会計当初予算状況〉

【歳入】



【歳出】



III 市 税 総 括

1 税目別納税義務者数の推移(現年課税分・各年度最終)

(単位:人)

税目	年度	納税義務者数				
		24	25	26	27	28
市民税		165,773	167,501	169,677	172,152	176,113
	個人	158,117	159,768	161,764	164,182	168,039
	法人	7,656	7,733	7,913	7,970	8,074
固定資産税		111,212	112,423	113,374	114,573	116,184
	純固定	111,202	112,413	113,364	114,563	116,174
	交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税		54,821	56,209	58,091	59,506	60,535
市たばこ税		8	8	7	7	7
特別土地保有税		0	0	0	0	0
事業所税		398	405	404	399	405
都市計画税		87,305	88,438	89,303	90,416	91,847
合計		419,517	424,984	430,856	437,053	445,091

2 税目別市税調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

税目	年度	調定額				
		24	25	26	27	28
市民税		22,784,737 105.8	22,374,739 98.2	22,996,145 102.8	23,195,308 100.9	23,688,545 102.1
	個人	19,429,107 104.7	19,295,659 99.3	19,606,832 101.6	19,882,046 101.4	20,510,917 103.2
	法人	3,355,630 112.4	3,079,080 91.8	3,389,313 110.1	3,313,262 97.8	3,177,628 95.9
固定資産税		17,660,349 97.1	17,735,798 100.4	17,995,709 101.5	18,102,871 100.6	18,462,807 102.0
	純固定	17,531,553 96.6	17,688,698 100.9	17,949,135 101.5	18,056,618 100.6	18,420,546 102.0
	交・納付金	128,796 326.4	47,100 36.6	46,574 98.9	46,253 99.3	42,261 91.4
軽自動車税		254,729 103.0	265,280 104.1	279,962 105.5	291,934 104.3	356,224 122.0
市たばこ税		2,329,385 99.6	2,545,555 109.3	2,473,102 97.2	2,426,678 98.1	2,383,051 98.2
事業所税		725,765 105.4	703,785 97.0	734,612 104.4	730,383 99.4	741,389 101.5
都市計画税		2,303,407 96.3	2,325,585 101.0	2,357,257 101.4	2,371,216 100.6	2,403,176 101.3
特別土地保有税		0	0	0	0	0
合計		46,058,372 101.4	45,950,742 99.8	46,836,787 101.9	47,118,390 100.6	48,035,192 101.9

- ※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額
- ※ 下段は前年度対比
- ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 市税一覧

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ○市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割） ※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割） ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割） 	1月1日（個人）
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> ○土 地 ○家 屋 ○償 却 資 産 } 当該固定資産の所有者	1月1日
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	○国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽 自 動 車 税	<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車 ○軽自動車 } 所有者	4月1日
市 た ば こ 税	○売渡し等に係る製造たばこ ○卸売販売業者等	
特 別 土 地 保 有 税	○土地又はその取得 ○当該土地の所有者又は取得者 ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } 7月1日 } （取得）
入 湯 税	○鉱泉浴場における入湯行為 ○入湯客	
事 業 所 税	○事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税	○市街化区域内の土地・家屋 ○当該土地・家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率				申告期限	納期																																																																				
○個人均等割 3,500円(平成26~35年度) ○個人所得割 6%(一律) ○法人均等割				○(個人) 個人申告 3月15日 給与支払報告書の提出 1月31日 特別徴収に係る異動届出書の提出 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の10日 ○(法人) 事業年度終了の日の翌日から原則として2ヵ月以内等	○(個人) 第1期 6月1日~6月30日 第2期 8月1日~8月31日 第3期 10月1日~10月31日 第4期 1月4日~1月31日 給与からの特別徴収 翌月10日まで(6月~翌年5月) 公的年金からの特別徴収 年金支払日の翌月10日まで ○(法人) 申告期限と同じ																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>市内の事業所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 410,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 400,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 160,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 150,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 130,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 120,000円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td>年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率	1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円	2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円	3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円	5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円	6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円	7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円	8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円	9	上記以外の法人等		年額 50,000円																												
区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率																																																																						
1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円																																																																						
2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円																																																																						
3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円																																																																						
4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円																																																																						
5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円																																																																						
6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円																																																																						
7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円																																																																						
8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円																																																																						
9	上記以外の法人等		年額 50,000円																																																																						
○法人税割																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1億円を超えるもの</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1億円以下のもの</td> <td>年額500万円を超えるもの</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円以下のもの</td> <td>年額500万円以下のもの</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table>				区分	資本金等の額	法人税額	税率	1	1億円を超えるもの	—	12.1/100	2	1億円以下のもの	年額500万円を超えるもの	12.1/100	3	1億円以下のもの	年額500万円以下のもの	10.3/100																																																						
区分	資本金等の額	法人税額	税率																																																																						
1	1億円を超えるもの	—	12.1/100																																																																						
2	1億円以下のもの	年額500万円を超えるもの	12.1/100																																																																						
3	1億円以下のもの	年額500万円以下のもの	10.3/100																																																																						
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」により区分を判定																																																																									
課税標準の1.4/100 (免税点) 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円				○償却資産の申告 1月31日	第1期 5月1日~5月31日 第2期 7月1日~7月31日 第3期 12月1日~12月31日 第4期 2月1日~2月末日																																																																				
算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					6月30日																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>継続税率</th> <th>新税率</th> <th>重課税率</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> <td rowspan="4">*新税率は平成28年度から適用</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量90cc以下</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量125cc以下</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>—</td> <td>3,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>—</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪小型自動車</td> <td>総排気量が250ccを超えるもの</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">2輪車(総排気量250cc以下)</td> <td>—</td> <td>3,600円</td> <td>—</td> <td rowspan="4">*新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 *重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 *上記以外は継続税率を適用</td> </tr> <tr> <td>3輪車(総排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上(総排気量660cc以下)</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種	継続税率	新税率	重課税率	適用	原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	*新税率は平成28年度から適用	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—	ミニカー	—	3,700円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—		その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—	2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—		軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	*新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 *重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 *上記以外は継続税率を適用	3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円		貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円		貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円	○取得申告 軽自動車等の所有者となった日から15日以内 ○廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内	5月1日~5月31日
車種	継続税率	新税率	重課税率	適用																																																																					
原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	*新税率は平成28年度から適用																																																																				
	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—																																																																					
	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—																																																																					
	ミニカー	—	3,700円	—																																																																					
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—																																																																					
	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—																																																																					
2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—																																																																					
軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	*新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 *重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 *上記以外は継続税率を適用																																																																				
		3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円		4,600円																																																																			
	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円		8,200円																																																																			
		乗用自家用	7,200円	10,800円		12,900円																																																																			
	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																					
	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																					
1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき3,355円)				翌月末日	申告期限と同じ																																																																				
課税標準……土地の取得価格 税率……(保有)1.4/100 (取得)3/100 (免税点) 保有 1月1日に所有する 土地の合計面積………5,000㎡未満 取得 毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した 土地の合計面積………5,000㎡未満				保有 5月31日 取得 2月末日 8月31日	申告期限と同じ																																																																				
1人1日 150円				翌月15日	申告期限と同じ																																																																				
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 (免税点) 市内合計事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 (免税点) 市内合計従業者数100人以下				(法人) 事業年度終了の日から2ヵ月以内 (個人) 事業を行った年の翌年の3月15日	申告期限と同じ																																																																				
固定資産税(土地・家屋)の課税標準の0.2/100					固定資産税と同じ																																																																				

4 平成28年度市税決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	収入歩合	
					予算額	調定額
市税合計		45,938,000,000	49,324,970,528 49,326,041,428	47,968,862,542	104.42	97.25 97.25
現年課税分		45,561,000,000	48,035,191,957 48,035,191,957	47,520,066,430	104.30	98.93
滞納繰越分		377,000,000	1,289,778,571 1,290,849,471	448,796,112	119.04	34.80 34.77
市民税		22,603,000,000	24,530,772,374	23,631,851,987	104.55	96.34
個人		19,869,000,000	21,302,697,923	20,452,930,688	102.94	96.01
現年課税分		19,661,000,000	20,510,917,021	20,191,126,477	102.70	98.44
滞納繰越分		208,000,000	791,780,902	261,804,211	125.87	33.07
法人		2,734,000,000	3,228,074,451	3,178,921,299	116.27	98.48
現年課税分		2,720,000,000	3,177,627,900	3,168,354,587	116.48	99.71
滞納繰越分		14,000,000	50,446,551	10,566,712	75.48	20.95
固定資産税		17,842,000,000	18,841,156,443	18,457,616,535	103.45	97.96
固定資産税		17,800,000,000	18,798,895,443	18,415,355,535	103.46	97.96
現年課税分		17,671,000,000	18,420,546,500	18,265,369,252	103.36	99.16
滞納繰越分		129,000,000	378,348,943	149,986,283	116.27	39.64
交付金		42,000,000	42,261,000	42,261,000	100.62	100.00
軽自動車税		290,000,000	369,866,676	352,015,269	121.38	95.17
現年課税分		284,000,000	356,224,000	347,831,790	122.48	97.64
滞納繰越分		6,000,000	13,642,676	4,183,479	69.72	30.66
市たばこ税		2,250,000,000	2,383,050,636	2,383,055,822	105.91	100.00
現年課税分		2,250,000,000	2,383,050,636	2,383,055,822	105.91	100.00
滞納繰越分		0	0	0		
事業所税		663,000,000	745,325,800	741,530,100	111.84	99.49
現年課税分		660,000,000	741,389,100	739,798,000	112.09	99.79
滞納繰越分		3,000,000	3,936,700	1,732,100	57.74	44.00
都市計画税		2,290,000,000	2,454,798,599	2,402,792,829	104.93	97.88
現年課税分		2,273,000,000	2,403,175,800	2,382,269,502	104.81	99.13
滞納繰越分		17,000,000	51,622,799	20,523,327	120.73	39.76
特別土地保有税		0	0 1,070,900	0		0.00
現年課税分		0	0 0	0		
滞納繰越分		0	0 1,070,900	0		0.00

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	過誤納還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			27予算額	27調定額	26予算額	26調定額
77,342,010	1,286,386,421 1,287,457,321	7,620,445	103.91	97.15 97.15	103.07	96.84 96.84
1,792,204	520,571,284	7,237,961	103.86	98.95	103.07	98.77
75,549,806	765,815,137			36.38		33.77
75,549,806	766,886,037	382,484	107.97	36.36	103.07	33.74
57,808,973	844,634,689	3,523,275	103.74	96.19	103.67	95.80
53,007,573	800,282,937	3,523,275	102.02	95.83	102.08	95.40
1,225,252	322,024,167	3,458,875	101.85	98.51	101.99	98.21
51,782,321	478,258,770	64,400	114.61	34.38	108.56	32.31
4,801,400	44,351,752	0	115.47	98.38	113.90	98.17
42,652	9,230,661	0	115.72	99.58	114.20	99.40
4,758,748	35,121,091	0	62.73	17.83	59.65	18.28
16,121,044	370,979,136	3,560,272	103.24	97.88	101.69	97.61
16,121,044	370,979,136	3,560,272	103.25	97.88	101.69	97.61
441,957	158,023,898	3,288,607	103.25	99.14	101.71	99.05
15,679,087	212,955,238	271,665	103.06	41.93	99.96	37.79
0	0	0	100.55	100.00	101.25	100.00
1,180,585	16,720,222	49,400	109.57	95.09	113.02	94.47
22,500	8,409,710	40,000	110.17	98.12	113.98	97.71
1,158,085	8,310,512	9,400	83.38	34.40	74.50	31.14
0	0	5,186	107.85	100.00	105.24	100.00
0	0	5,186	107.85	100.00	105.24	100.00
0	0	0				
0	3,795,700	0	110.06	99.46	110.83	99.50
0	1,591,100	0	110.24	99.61	110.92	99.65
0	2,204,600	0	71.32	65.87	90.86	70.46
2,231,408	50,256,674	482,312	104.29	97.80	102.37	97.50
59,843	21,291,748	445,293	104.27	99.11	102.37	99.02
2,171,565	28,964,926	37,019	107.01	42.10	102.44	37.67
0	0					
0	1,070,900	0		0.00		0.00
0	0	0				
0	0	0				
0	0	0				
0	1,070,900	0		0.00		0.00

5 市税決算状況の推移

税目	年度 区分	24			25		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計		47,856,368,502 (47,857,439,402)	46,277,944,144	96.70 (96.70)	47,422,129,756 (47,423,200,656)	45,894,632,061	96.78 (96.78)
現年課税分		46,058,372,593	45,509,992,200	98.81	45,950,741,995	45,394,040,789	98.79
滞納繰越分		1,797,995,909 (1,799,066,809)	767,951,944	42.71 (42.69)	1,471,387,761 (1,472,458,661)	500,591,272	34.02 (34.00)
市民税		23,824,272,803	22,807,191,959	95.73	23,315,084,297	22,317,253,214	95.72
個人		20,406,887,371	19,448,445,530	95.30	20,183,165,096	19,245,204,114	95.35
現年課税分		19,429,107,126	19,091,939,784	98.26	19,295,658,638	18,955,146,735	98.24
滞納繰越分		977,780,245	356,505,746	36.46	887,506,458	290,057,379	32.68
法人		3,417,385,432	3,358,746,429	98.28	3,131,919,201	3,072,049,100	98.09
現年課税分		3,355,630,200	3,341,112,914	99.57	3,079,080,600	3,063,676,550	99.50
滞納繰越分		61,755,232	17,633,515	28.55	52,838,601	8,372,550	15.85
固定資産税		18,303,365,056	17,830,724,594	97.42	18,185,842,947	17,737,615,251	97.54
固定資産税		18,174,569,256	17,701,928,794	97.40	18,138,743,547	17,690,515,851	97.53
現年課税分		17,531,553,200	17,365,917,497	99.06	17,688,698,100	17,519,994,582	99.05
滞納繰越分		643,016,056	336,011,297	52.26	450,045,447	170,521,269	37.89
交付金		128,795,800	128,795,800	100.00	47,099,400	47,099,400	100.00
軽自動車税		270,506,353	253,912,541	93.87	280,261,712	264,532,163	94.39
現年課税分		254,729,100	248,453,732	97.54	265,280,200	259,366,154	97.77
滞納繰越分		15,777,253	5,458,809	34.60	14,981,512	5,166,009	34.48
市たばこ税		2,329,574,519	2,329,574,519	100.00	2,545,555,157	2,545,555,157	100.00
現年課税分		2,329,384,667	2,329,384,667	100.00	2,545,555,157	2,545,555,157	100.00
滞納繰越分		189,852	189,852	100.00	0	0	
特別土地保有税		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分		0 (0)	0		0 (0)	0	
滞納繰越分		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税		735,616,400	729,112,800	99.12	707,353,000	703,484,380	99.45
現年課税分		725,765,300	723,635,100	99.71	703,785,100	700,574,580	99.54
滞納繰越分		9,851,100	5,477,700	55.60	3,567,900	2,909,800	81.55
都市計画税		2,393,033,371	2,327,427,731	97.26	2,388,032,643	2,326,191,896	97.41
現年課税分		2,303,407,200	2,280,752,706	99.02	2,325,584,800	2,302,627,631	99.01
滞納繰越分		89,626,171	46,675,025	52.08	62,447,843	23,564,265	37.73

※()内は徴収猶予分を含む。

(単位:円、%)

26			27		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
48,274,549,051 (48,275,619,951)	46,748,490,068	96.84 (96.84)	48,516,062,519 (48,517,133,419)	47,132,872,589	97.15 (97.15)
46,836,786,474	46,263,014,512	98.77	47,118,390,323	46,624,348,731	98.95
1,437,762,577 (1,438,833,477)	485,475,556	33.77 (33.74)	1,397,672,196 (1,398,743,096)	508,523,858	36.38 (36.36)
23,922,032,780	22,916,578,046	95.80	24,111,251,964	23,192,246,280	96.19
20,480,517,483	19,538,194,769	95.40	20,748,734,826	19,884,158,061	95.83
19,606,832,125	19,255,934,962	98.21	19,882,046,261	19,586,174,681	98.51
873,685,358	282,259,807	32.31	866,688,565	297,983,380	34.38
3,441,515,297	3,378,383,277	98.17	3,362,517,138	3,308,088,219	98.38
3,389,313,300	3,368,839,447	99.40	3,313,262,000	3,299,306,436	99.58
52,201,997	9,543,830	18.28	49,255,138	8,781,783	17.83
18,429,532,063	17,989,370,869	97.61	18,510,883,524	18,119,104,500	97.88
18,382,958,563	17,942,797,369	97.61	18,464,630,124	18,072,851,100	97.88
17,949,134,900	17,778,858,708	99.05	18,056,617,800	17,901,776,361	99.14
433,823,663	163,938,661	37.79	408,012,324	171,074,739	41.93
46,573,500	46,573,500	100.00	46,253,400	46,253,400	100.00
294,315,471	278,032,975	94.47	306,477,325	291,443,717	95.09
279,962,300	273,562,829	97.71	291,933,900	286,440,820	98.12
14,353,171	4,470,146	31.14	14,543,425	5,002,897	34.40
2,473,101,749	2,473,101,749	100.00	2,426,677,962	2,426,677,962	100.00
2,473,101,749	2,473,101,749	100.00	2,426,677,962	2,426,677,962	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0		0 (0)	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
738,480,520	734,778,900	99.50	733,630,620	729,693,920	99.46
734,611,900	732,053,200	99.65	730,382,600	727,554,420	99.61
3,868,620	2,725,700	70.46	3,248,020	2,139,500	65.87
2,417,086,468	2,356,627,529	97.50	2,427,141,124	2,373,706,210	97.80
2,357,256,700	2,334,090,117	99.02	2,371,216,400	2,350,164,651	99.11
59,829,768	22,537,412	37.67	55,924,724	23,541,559	42.10

6 市税負担状況の推移

(単位:円、人、世帯)

年度		24	25	26	27	28
区分						
市税収入合計		46,277,944,144	45,894,632,061	46,748,490,068	47,132,872,589	47,968,862,542
人口		330,428	332,745	334,693	337,181	339,677
世帯数		139,326	141,640	143,810	146,368	148,864
1人当たり市税負担額		140,055	137,927	139,676	139,785	141,219
1世帯当たり市税負担額		332,156	324,023	325,071	322,016	322,233
市民 1人 当たり	市民税	69,023	67,070	68,470	68,783	69,571
	固定資産税	53,963	53,307	53,749	53,737	54,339
	軽自動車税	768	795	831	864	1,036
	市たばこ税	7,050	7,650	7,389	7,197	7,016
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,207	2,114	2,195	2,164	2,183
	都市計画税	7,044	6,991	7,041	7,040	7,074
1世帯 当たり	市民税	163,697	157,563	159,353	158,452	158,748
	固定資産税	127,979	125,231	125,092	123,792	123,990
	軽自動車税	1,822	1,868	1,933	1,991	2,365
	市たばこ税	16,720	17,972	17,197	16,579	16,008
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	5,233	4,967	5,109	4,985	4,981
	都市計画税	16,705	16,423	16,387	16,217	16,141

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

IV 市 民 税

1 調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円)

区 分		年 度	調 定 額				
			24	25	26	27	28
個 人	普通徴収	均等割	162,039	159,459	182,348	140,351	135,093
		所得割	6,180,158	5,881,287	5,904,404	4,979,350	4,891,211
		計	6,342,197	6,040,746	6,086,752	5,119,701	5,026,304
	特別徴収	均等割	312,267	319,785	383,506	434,133	452,967
		所得割	12,774,643	12,935,128	13,136,574	14,328,212	15,031,646
		計	13,086,910	13,254,913	13,520,080	14,762,345	15,484,613
	小 計	均等割	474,306	479,244	565,854	574,484	588,060
		所得割	18,954,801	18,816,415	19,040,978	19,307,562	19,922,857
		計	19,429,107	19,295,659	19,606,832	19,882,046	20,510,917
法 人	均 等 割	818,160	836,259	848,357	845,073	907,136	
	法人税割	2,537,470	2,242,821	2,540,956	2,468,189	2,270,492	
	計	3,355,630	3,079,080	3,389,313	3,313,262	3,177,628	
合 計			22,784,737	22,374,739	22,996,145	23,195,308	23,688,545

2 納税義務者数の推移(現年課税分)

(単位:人) (単位:人)

区 分		年 度	納 税 義 務 者 数				
			24	25	26	27	28
個 人	普通徴収		64,284	63,862	63,227	52,775	50,934
	特別徴収		93,833	95,906	98,537	111,407	117,105
	小 計		158,117	159,768	161,764	164,182	168,039
法 人			7,656	7,733	7,913	7,970	8,074
合 計			165,773	167,501	169,677	172,152	176,113

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 決算状況の推移

税目	年度 区分	24			25		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税		23,824,273	22,807,192	95.73	23,315,084	22,317,253	95.72
現年課税分		22,784,737	22,433,053	98.46	22,374,739	22,018,823	98.41
滞納繰越分		1,039,536	374,139	35.99	940,345	298,430	31.74
個人		20,406,888	19,448,446	95.30	20,183,165	19,245,204	95.35
現年課税分		19,429,107	19,091,940	98.26	19,295,659	18,955,147	98.24
均等割		474,306	466,075	98.26	479,244	470,787	98.24
所得割		18,954,801	18,625,865	98.26	18,816,415	18,484,360	98.24
滞納繰越分		977,781	356,506	36.46	887,506	290,057	32.68
法人		3,417,385	3,358,746	98.28	3,131,919	3,072,049	98.09
現年課税分		3,355,630	3,341,113	99.57	3,079,080	3,063,676	99.50
均等割		818,160	814,621	99.57	836,259	832,076	99.50
法人税割		2,537,470	2,526,492	99.57	2,242,821	2,231,600	99.50
滞納繰越分		61,755	17,633	28.55	52,839	8,373	15.85

(単位:千円、%)

26			27			28		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
23,922,033	22,916,578	95.80	24,111,252	23,192,246	96.19	24,530,772	23,631,852	96.34
22,996,145	22,624,774	98.39	23,195,308	22,885,481	98.66	23,688,545	23,359,481	98.61
925,887	291,804	31.52	915,944	306,765	33.49	842,227	272,371	32.34
20,480,517	19,538,195	95.40	20,748,735	19,884,158	95.83	21,302,698	20,452,931	96.01
19,606,832	19,255,935	98.21	19,882,046	19,586,175	98.51	20,510,917	20,191,127	98.44
565,854	555,727	98.21	574,484	565,935	98.51	588,060	578,892	98.44
19,040,978	18,700,208	98.21	19,307,562	19,020,240	98.51	19,922,857	19,612,235	98.44
873,685	282,260	32.31	866,689	297,983	34.38	791,781	261,804	33.07
3,441,515	3,378,383	98.17	3,362,517	3,308,088	98.38	3,228,074	3,178,921	98.48
3,389,313	3,368,839	99.40	3,313,262	3,299,306	99.58	3,177,628	3,168,354	99.71
848,357	843,232	99.40	845,073	841,514	99.58	907,136	904,488	99.71
2,540,956	2,525,607	99.40	2,468,189	2,457,792	99.58	2,270,492	2,263,866	99.71
52,202	9,544	18.28	49,255	8,782	17.83	50,446	10,567	20.95

4 個人市民税

(1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移(現年課税分)

区 分	年 度		24		25	
	調定額	構成比	調定額	構成比		
普 通 徴 収	6,342,197,000	32.64	6,040,746,000	31.31		
特 別 徴 収	13,086,910,126	67.36	13,254,912,638	68.69		
合 計	19,429,107,126	100.00	19,295,658,638	100.00		

(2) 納税義務者数等の推移

区 分	年 度		24		25	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比		
市 民 税 合 計	158,117	100.00	159,768	100.00		
均等割のみ	8,625	5.45	8,762	5.48		
所得割のみ	0	0.00	0	0.00		
均等割と所得割	149,492	94.55	151,006	94.52		
普 通 徴 収	64,284	40.66	63,862	39.97		
均等割のみ	5,901	3.73	5,886	3.68		
所得割のみ	0	0.00	0	0.00		
均等割と所得割	58,383	36.93	57,976	36.30		
特 別 徴 収	93,833	59.34	95,906	60.03		
均等割のみ	2,724	1.72	2,876	1.80		
所得割のみ	0	0.00	0	0.00		
均等割と所得割	91,109	57.62	93,030	58.23		
特別徴収義務者数	26,999		27,367			

(単位:円、%)

26		27		28	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
6,086,752,100	31.04	5,119,701,400	25.75	5,026,304,100	24.51
13,520,080,025	68.96	14,762,344,861	74.25	15,484,612,921	75.49
19,606,832,125	100.00	19,882,046,261	100.00	20,510,917,021	100.00

(単位:人、%)

26		27		28	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
161,764	100.00	164,182	100.00	168,039	100.00
9,241	5.71	9,446	5.75	9,531	5.67
0	0.00	0	0.00	0	0.00
152,523	94.29	154,736	94.25	158,508	94.33
63,227	39.09	52,775	32.14	50,934	30.31
5,983	3.70	5,369	3.27	5,129	3.05
0	0.00	0	0.00	0	0.00
57,244	35.40	47,406	28.88	45,805	27.26
98,537	60.91	111,407	67.86	117,105	69.69
3,258	2.01	4,077	2.48	4,402	2.62
0	0.00	0	0.00	0	0.00
95,279	58.90	107,330	65.37	112,703	67.07
27,930		32,947		33,215	

(3) 納税義務者の状況(平成29年度当初)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	4,877	17,070	-	-	130,735
営業等所得者	826	2,891	-	-	6,301
農業所得者	17	60	-	-	80
その他の所得者	3,605	12,618	-	-	23,173
家屋敷等のみ	175	613	-	-	-
合計	9,500	33,252	0	0	160,289

(4) 特別徴収義務者等の状況(平成29年度当初)

(単位:人、千円)

区分	特別徴収 義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A=B+C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係る分	34,518	112,849	3,458	15,312,475	14,917,592	394,883
年金特徴に 係る分	8	22,721	3,403	808,452	746,180	62,272

(単位:人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A+C+E
		納税義務者数 H=A+E	均等割額 I=B+F	納税義務者数 J=C+E	所得割額 K=D+G	
457,573	16,940,634	135,612	474,643	130,735	16,940,634	135,612
22,054	870,489	7,127	24,945	6,301	870,489	7,127
280	10,648	97	340	80	10,648	97
81,106	2,197,800	26,778	93,724	23,173	2,197,800	26,778
-	-	175	613	-	-	175
561,013	20,019,571	169,789	594,265	160,289	20,019,571	169,789

(5) 課税状況の推移(各年度当初)

(単位:人、千円)

区分 年度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
24	156,266	468,798	147,929	18,683,120	156,266	19,151,918
25	158,056	474,168	149,576	18,498,112	158,056	18,972,280
26	159,895	559,635	150,920	18,721,049	159,895	19,280,684
27	162,659	569,308	153,477	19,271,747	162,659	19,841,055
28	166,723	583,531	157,323	19,679,820	166,723	20,263,351
29	169,789	594,265	160,289	20,019,571	169,789	20,613,836

(6) 市民税・県民税調定額の推移(現年課税分)

区分	年度	納税 義務者数	前年度 対比	市民税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通徴収	24	64,284	99.5	6,180,158	162,039	6,342,197	106.0	32.6	4,113,284
	25	63,862	99.3	5,881,287	159,459	6,040,746	95.2	31.3	3,914,253
	26	63,227	99.0	5,904,404	182,348	6,086,752	100.8	31.0	3,930,793
	27	52,775	83.5	4,979,350	140,351	5,119,701	84.1	26.1	3,313,280
	28	50,934	96.5	4,891,211	135,093	5,026,304	98.2	24.5	3,254,906
特別徴収	24	93,833	101.5	12,774,643	312,267	13,086,910	104.0	67.4	8,515,453
	25	95,906	102.2	12,935,128	319,785	13,254,913	101.3	68.7	8,625,588
	26	98,537	102.7	13,136,574	383,506	13,520,080	102.0	69.0	8,757,673
	27	111,407	113.1	14,328,212	434,133	14,762,345	109.2	74.2	9,556,049
	28	117,105	105.1	15,031,646	452,967	15,484,613	104.9	75.5	10,023,295
合計	24	158,117	100.6	18,954,801	474,306	19,429,107	104.7	100.0	12,628,737
	25	159,768	101.0	18,816,415	479,244	19,295,659	99.3	100.0	12,539,841
	26	161,764	101.2	19,040,978	565,854	19,606,832	101.6	100.0	12,688,466
	27	164,182	101.5	18,115,924	523,857	19,882,046	101.4	100.0	12,070,953
	28	168,039	102.3	19,922,857	588,060	20,510,917	103.2	100.0	13,278,201

(7) 市民税・県民税収入済額の推移(現年課税分)

区分 年度	調定額		
	市民税	県民税	合計
24	19,429,107	12,786,841	32,215,948
25	19,295,659	12,699,590	31,995,249
26	19,606,832	12,930,820	32,537,652
27	19,882,046	13,115,498	32,997,544
28	20,510,917	13,530,212	34,041,129

(単位:千円、%)

県 民 税				合 計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
54,013	4,167,297	106.2	32.6	10,293,442	216,052	10,509,494	106.1	32.6
53,153	3,967,406	95.2	31.2	9,795,540	212,612	10,008,152	95.2	31.3
77,988	4,008,781	101.0	31.0	9,835,197	260,336	10,095,533	100.9	31.0
60,109	3,373,389	84.1	26.1	8,292,630	200,460	8,493,090	84.1	26.1
57,877	3,312,783	98.2	24.5	8,146,117	192,970	8,339,087	98.2	24.5
104,091	8,619,544	104.0	67.4	21,290,096	416,358	21,706,454	104.0	67.4
106,596	8,732,184	101.3	68.8	21,560,716	426,381	21,987,097	101.3	68.7
164,366	8,922,039	102.2	69.0	21,894,247	547,872	22,442,119	102.1	69.0
186,060	9,742,109	109.2	74.3	23,884,261	620,193	24,504,454	109.2	74.3
194,134	10,217,429	104.9	75.5	25,054,941	647,101	25,702,042	104.9	75.5
158,104	12,786,841	104.7	100.0	31,583,538	632,410	32,215,948	104.7	100.0
159,749	12,699,590	99.3	100.0	31,356,256	638,993	31,995,249	99.3	100.0
242,354	12,930,820	101.8	100.0	31,729,444	808,208	32,537,652	101.7	100.0
246,169	13,115,498	101.4	100.0	32,176,891	820,653	32,997,544	101.4	100.0
252,011	13,530,212	103.2	100.0	33,201,058	840,071	34,041,129	103.2	100.0

(単位:千円、%)

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
19,091,940	12,564,920	31,656,860	0.39690986166
18,955,147	12,475,462	31,430,609	0.39692079216
19,255,935	12,699,386	31,955,321	0.39741067955
19,586,175	12,920,313	32,506,488	0.39746876062
20,191,127	13,319,247	33,510,374	0.39746638987

5 法人市民税

(1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	調		
				区分	均等割額	法人税割額
24		7,656	101.2	現年度	799,977,400	2,474,389,800
				過年度	18,182,900	63,080,100
25		7,733	101.0	現年度	818,929,600	2,159,947,200
				過年度	17,329,800	82,874,000
26		7,913	102.3	現年度	832,691,200	2,482,327,500
				過年度	15,665,700	58,628,900
27		7,970	100.7	現年度	829,293,600	2,417,101,300
				過年度	15,779,800	51,087,300
28		8,074	101.3	現年度	888,857,300	2,211,978,700
				過年度	18,278,800	58,513,100

(2) 月別調定額の状況

月・年度	区分	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4	27	39,321,000	10,774,300	50,095,300	69,429,200
	28	38,525,900	11,618,800	50,144,700	59,328,800
5	27	113,623,800	834,800	114,458,600	478,961,800
	28	108,888,700	1,520,600	110,409,300	295,397,300
6	27	141,734,500	233,300	141,967,800	459,824,400
	28	162,641,200	954,000	163,595,200	453,213,500
7	27	76,514,800	759,700	77,274,500	215,386,000
	28	82,221,600	893,300	83,114,900	203,701,400
8	27	55,021,100	1,049,800	56,070,900	139,004,000
	28	53,993,200	555,800	54,549,000	105,512,300
9	27	43,551,300	291,600	43,842,900	98,215,100
	28	48,606,200	908,300	49,514,500	89,247,400
10	27	57,001,600	471,600	57,473,200	99,287,700
	28	63,159,300	174,900	63,334,200	99,388,100
11	27	155,122,400	183,300	155,305,700	482,840,300
	28	154,212,100	1,161,600	155,373,700	495,522,300
12	27	48,254,900	684,900	48,939,800	171,919,200
	28	64,074,300	233,300	64,307,600	187,831,800
1	27	22,777,600	150,000	22,927,600	72,967,000
	28	34,979,000	25,000	35,004,000	76,600,100
2	27	38,772,000	334,100	39,106,100	57,238,700
	28	38,324,000	224,900	38,548,900	65,895,800
3	27	37,598,600	12,400	37,611,000	72,027,900
	28	39,231,800	8,300	39,240,100	80,339,900
計	27	829,293,600	15,779,800	845,073,400	2,417,101,300
	28	888,857,300	18,278,800	907,136,100	2,211,978,700

(単位:人、%、円)

定 額			収入済額	収 納 率
計	合 計	前年度対比		
3,274,367,200	3,355,630,200	114.5	3,341,112,914	99.57
81,263,000				
2,978,876,800	3,079,080,600	91.8	3,063,676,550	99.50
100,203,800				
3,315,018,700	3,389,313,300	110.1	3,368,839,447	99.40
74,294,600				
3,246,394,900	3,313,262,000	97.8	3,299,306,436	99.58
66,867,100				
3,100,836,000	3,177,627,900	95.9	3,168,354,587	99.71
76,791,900				

(単位:円、%)

人 税 割 額		合 計	構 成 比	前年度対比
過 年 度	計			
25,651,700	95,080,900	145,176,200	4.4	105.4
32,237,900	91,566,700	141,711,400	4.5	97.6
4,205,600	483,167,400	597,626,000	18.0	100.5
1,853,400	297,250,700	407,660,000	12.8	68.2
2,874,100	462,698,500	604,666,300	18.2	91.7
9,256,400	462,469,900	626,065,100	19.7	103.5
1,774,300	217,160,300	294,434,800	8.9	130.5
2,070,500	205,771,900	288,886,800	9.1	98.1
2,320,300	141,324,300	197,395,200	6.0	98.6
583,800	106,096,100	160,645,100	5.1	81.4
49,100	98,264,200	142,107,100	4.3	96.3
5,751,000	94,998,400	144,512,900	4.5	101.7
1,095,600	100,383,300	157,856,500	4.8	83.4
2,176,600	101,564,700	164,898,900	5.2	104.5
3,753,200	486,593,500	641,899,200	19.4	89.8
557,400	496,079,700	651,453,400	20.5	101.5
5,689,800	177,609,000	226,548,800	6.8	109.5
2,324,300	190,156,100	254,463,700	8.0	112.3
918,600	73,885,600	96,813,200	2.9	97.2
257,000	76,857,100	111,861,100	3.5	115.5
897,600	58,136,300	97,242,400	2.9	91.9
1,347,200	67,243,000	105,791,900	3.3	108.8
1,857,400	73,885,300	111,496,300	3.4	103.4
97,600	80,437,500	119,677,600	3.8	107.3
51,087,300	2,468,188,600	3,313,262,000	100.0	97.8
58,513,100	2,270,491,800	3,177,627,900	100.0	95.9

(3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位:人、%)

事業種目	26		27		28	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	20	0.3	19	0.2	22	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
D 建設業	1,246	15.7	1,265	15.9	1,284	15.9
E 製造業	1,028	13.0	1,001	12.6	977	12.1
F 電気・ガス 熱供給・水道業	13	0.2	15	0.2	16	0.2
G 情報通信業	193	2.4	195	2.4	199	2.5
H 運輸業	310	3.9	316	4.0	319	4.0
I 卸売・小売業	2,202	27.8	2,187	27.4	2,207	27.3
J 金融・保険業	130	1.6	133	1.7	131	1.6
K 不動産業、 物品賃貸業	690	8.7	690	8.7	715	8.9
L 学習研究、 専門・技術サービス	485	6.1	490	6.1	503	6.2
M 宿泊、 飲食サービス業	469	5.9	468	5.9	479	5.9
N 生活関連サービス業 娯楽業	268	3.4	283	3.6	289	3.6
O 教育、学習支援業	106	1.3	115	1.4	118	1.5
P 医療、福祉	227	2.9	252	3.2	273	3.4
Q 複合サービス業	26	0.3	26	0.3	25	0.3
R サービス業	500	6.3	515	6.5	517	6.4
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	7,913	100.0	7,970	100.0	8,074	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

V 固 定 資 產 稅

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土地	家屋	償却資産	合計	前年度対比
24	8,669,284	6,935,260	1,927,009	17,531,553	96.6
				17,531,553	96.6
25	8,579,796	7,220,496	1,888,406	17,688,698	100.9
				17,688,698	100.9
26	8,636,619	7,472,067	1,840,449	17,949,135	101.5
				17,949,135	101.5
27	8,842,188	7,391,702	1,822,728	18,056,618	100.6
				18,056,618	100.6
28	8,772,974	7,669,785	1,977,788	18,420,547	102.0
				18,420,547	102.0

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度・区分	24			25		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		18,303,365	17,830,725	97.42	18,185,843	17,737,615	97.54
		18,303,365		97.42	18,185,843		97.54
純固定資産税		18,174,569	17,701,929	97.40	18,138,744	17,690,516	97.53
		18,174,569		97.40	18,138,744		97.53
現年課税分		17,531,553	17,365,918	99.06	17,688,698	17,519,995	99.05
		17,531,553		99.06	17,688,698		99.05
土地		8,669,284	8,587,378	99.06	8,579,796	8,497,968	99.05
		8,669,284		99.06	8,579,796		99.05
家屋		6,935,260	6,869,737	99.06	7,220,496	7,151,632	99.05
償却資産		1,927,009	1,908,803	99.06	1,888,406	1,870,395	99.05
(配分償却資産再掲)		(705,797)	(705,797)	(100)	(696,652)	(696,652)	(100)
滞納繰越分		643,016	336,011	52.26	450,046	170,521	37.89
		643,016	336,011	52.26	450,046	170,521	37.89
交付金 (H16～H19: 交付金+納付金)		128,796	128,796	100.00	47,099	47,099	100.00
交付金		128,796	128,796	100.00	47,099	47,099	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位:千円、%)

26			27			28		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
18,429,531	17,989,370	97.61	18,510,883	18,119,105	97.88	18,841,157	18,457,616	97.96
18,429,531		97.61	18,510,883		97.88	18,841,157		97.96
18,382,958	17,942,797	97.61	18,464,630	18,072,852	97.88	18,798,896	18,415,355	97.96
18,382,958		97.61	18,464,630		97.88	18,798,896		97.96
17,949,135	17,778,859	99.05	18,056,618	17,901,777	99.14	18,420,547	18,265,369	99.16
17,949,135		99.05	18,056,618		99.14	18,420,547		99.16
8,636,619	8,554,687	99.05	8,842,188	8,766,364	99.14	8,772,974	8,699,069	99.16
8,636,619		99.05	8,842,188		99.14	8,772,974		99.16
7,472,067	7,401,182	99.05	7,391,702	7,328,316	99.14	7,669,785	7,605,174	99.16
1,840,449	1,822,990	99.05	1,822,728	1,807,097	99.14	1,977,788	1,961,126	99.16
(661,669)	(661,669)	(100)	(646,614)	(646,614)	(100)	(632,780)	(632,780)	(100)
433,823	163,938	37.79	408,012	171,075	41.93	378,349	149,986	39.64
433,823	163,938	37.79	408,012	171,075	41.93	378,349	149,986	39.64
46,573	46,573	100.00	46,253	46,253	100.00	42,261	42,261	100.00
46,573	46,573	100.00	46,253	46,253	100.00	42,261	42,261	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 土地に関する概要(平成29年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点未満のもの	
		(人)	(人)
個人	80,983	2,258	78,725
法人	2,474	57	2,417
計	83,457	2,315	81,142

(2) 総括表

区分 地目	地 積				決 定		
	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ)	総 額	法定免税点 未満のもの	
	(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)	
田	一般田	260,878	8,466,398	765,081	7,701,317	810,207	73,424
	宅地介在田等	129,321	399,458	38	399,420	22,494,853	1,225
畑	一般畑	295,327	3,278,688	270,146	3,008,542	208,947	17,213
	宅地介在畑等	5,598	357,876	289	357,587	21,044,150	825
宅 地	小規模住宅用地		13,737,824	43,996	13,693,828	1,000,703,918	1,207,007
	一般住宅用地		3,224,953	433	3,224,520	154,821,839	13,369
	非住宅用地(商業地等)		6,192,758	425	6,192,333	426,619,993	9,424
	計	1,020,744	23,155,535	44,854	23,110,681	1,582,145,750	1,229,800
塩 田							
鉢 泉 地							
池 沼	497,534	2,817		2,817	14,015		
山 林	一般山林						
	宅地介在山林等	27,292	98,734	13,950	84,784	419,276	988
牧 場							
原 野	74,014	54,003	9,353	44,650	268,590	664	
雑 種 地	ゴルフ場の用地						
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地(単体利用)	627	381,637		381,637	10,714,326	
	鉄軌道用地(複合利用)	7,578	99,768		99,768	8,373,282	
	その他の雑種地	595,468	3,395,270	604	3,394,666	125,673,707	8,801
	計	603,673	3,876,675	604	3,876,071	144,761,315	8,801
そ の 他	17,635,435						
合 計	20,549,816	39,690,184	1,104,315	38,585,869	1,772,167,103	1,332,940	

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ハ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	非課税地 筆数 (筆)(リ)	評価 総筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
736,783	736,783	895	13,891	1,346	12,545	96	101
22,493,628	7,914,887	516	1,118	3	1,115	56,313	112,850
191,734	191,734	1,162	8,147	754	7,393	64	100
21,043,325	7,328,413	44	1,150	2	1,148	58,803	111,800
999,496,911	166,020,539		109,498	1,052	108,446	72,843	393,929
154,808,470	51,588,019		23,482	66	23,416	48,007	210,952
426,610,569	289,272,354		19,809	75	19,734	68,890	392,720
1,580,915,950	506,880,912	2,210	152,789	1,193	151,596	68,327	393,929
14,015	9,863	147	7		7	4,975	53,952
418,288	292,725	217	355	38	317	4,247	61,910
267,926	188,064	319	308	71	237	4,974	75,724
10,714,326	6,756,276	11	889		889	28,075	65,333
8,373,282	5,791,620		371		371	83,928	207,635
125,664,906	87,311,365	1,414	11,364	60	11,304	37,014	266,261
144,752,514	99,859,261	1,425	12,624	60	12,564	37,342	266,261
		103,565					
1,770,834,163	623,402,642	110,500	190,389	3,467	186,922	44,650	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

地目		区分・年度	筆 数			
			24	25	26	27
田			15,951	15,754	15,513	14,092
畑			9,057	8,982	8,873	8,750
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		102,799	103,836	104,930	106,098
	小規模住宅用地以外のもの		22,131	22,371	22,712	22,987
	非住宅用地		18,330	18,451	18,484	19,908
	宅地計		143,260	144,658	146,126	148,993
池 沼			11	8	8	7
山 林			320	317	312	313
原 野			256	255	251	244
鉄軌道用地(単体利用)			1,046	1,046	890	891
鉄軌道用地(複合利用)			323	339	341	348
雑 種 地			11,502	11,574	11,605	11,226
合 計			181,726	182,933	183,919	184,864

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

地目		区分・年度	地 積			
			24	25	26	27
田			9,472,618	9,293,237	9,119,578	8,353,795
畑			3,586,879	3,542,878	3,493,915	3,442,182
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		12,801,680	12,951,072	13,112,282	13,297,151
	小規模住宅用地以外のもの		3,237,897	3,230,358	3,231,039	3,230,573
	非住宅用地		5,631,731	5,670,587	5,694,194	6,428,305
	宅地計		21,671,308	21,852,017	22,037,515	22,956,029
池 沼			3,313	2,977	2,977	2,817
山 林			87,457	85,835	85,328	85,785
原 野			49,687	49,344	46,930	46,748
鉄軌道用地(単体利用)			387,219	385,607	386,371	383,707
鉄軌道用地(複合利用)			94,814	96,001	96,357	98,670
雑 種 地			3,534,446	3,508,387	3,484,856	3,343,030
合 計			38,887,741	38,816,283	38,753,827	38,712,763

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(单位:笔、%)

		前 年 度 对 比					
28	29	24	25	26	27	28	29
13,925	13,660	96.6	98.8	98.5	90.8	98.8	98.1
8,634	8,541	98.1	99.2	98.8	98.6	98.7	98.9
107,368	108,446	101.4	101.0	101.1	101.1	101.2	101.0
23,237	23,416	102.2	101.1	101.5	101.2	101.1	100.8
19,781	19,734	100.5	100.7	100.2	107.7	99.4	99.8
150,386	151,596	101.4	101.0	101.0	102.0	100.9	100.8
7	7	100.0	72.7	100.0	87.5	100.0	100.0
308	317	98.2	99.1	98.4	100.3	98.4	102.9
243	237	96.6	99.6	98.4	97.2	99.6	97.5
889	889	100.0	100.0	85.1	100.1	99.8	100.0
372	371	100.0	105.0	100.6	102.1	106.9	99.7
11,241	11,304	100.5	100.6	100.3	96.7	100.1	100.6
186,005	186,922	100.7	100.7	100.5	100.5	100.6	100.5

(单位:m²、%)

		前 年 度 对 比					
28	29	24	25	26	27	28	29
8,241,444	8,100,737	97.3	98.1	98.1	91.6	98.7	98.3
3,398,496	3,366,129	97.8	98.8	98.6	98.5	98.7	99.0
13,495,550	13,693,828	101.2	101.2	101.2	101.4	101.5	101.5
3,226,467	3,224,520	100.0	99.8	100.0	100.0	99.9	99.9
6,282,972	6,192,333	101.7	100.7	100.4	112.9	97.7	98.6
23,004,989	23,110,681	101.2	100.8	100.8	104.2	100.2	100.5
2,817	2,817	100.0	89.9	100.0	94.6	100.0	100.0
84,910	84,784	98.1	98.1	99.4	100.5	99.0	99.9
45,881	44,650	98.4	99.3	95.1	99.6	98.1	97.3
382,213	381,637	99.8	99.6	100.2	99.3	99.6	99.8
100,170	99,768	99.7	101.3	100.4	102.4	101.5	99.6
3,371,197	3,394,666	98.6	99.3	99.3	95.9	100.8	100.7
38,632,117	38,585,869	99.6	99.8	99.8	99.9	99.8	99.9

(5) 土地の決定価格の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		決定価格			
		24	25	26	27
田		83,179,340	79,039,069	73,117,145	27,535,661
畑		29,762,106	28,000,680	25,497,876	23,371,498
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	952,547,416	949,155,790	952,514,469	966,673,428
	小規模住宅用地以外のもの	163,443,863	159,705,847	157,365,580	156,468,844
	非住宅用地	389,316,925	382,340,844	380,636,153	452,442,778
	宅地計	1,505,308,204	1,491,202,481	1,490,516,202	1,575,585,050
池 沼		40,339	24,401	24,139	14,015
山 林		522,288	467,406	440,622	414,806
原 野		425,935	418,341	379,815	328,098
鉄軌道用地(単体利用)		11,223,285	10,957,351	10,896,727	10,793,031
鉄軌道用地(複合利用)		8,393,814	8,297,548	8,260,993	8,321,137
雑 種 地		147,160,917	142,357,267	140,073,840	126,110,080
合 計		1,786,016,228	1,760,764,544	1,749,207,359	1,772,473,376

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

区分・年度 地目		課税標準額			
		24	25	26	27
田		33,355,562	32,664,672	31,421,933	10,109,110
畑		10,027,447	9,754,195	9,258,511	8,206,201
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	148,121,644	149,541,421	155,860,012	160,251,399
	小規模住宅用地以外のもの	51,319,799	50,858,477	51,845,921	52,111,863
	非住宅用地	264,711,280	261,472,813	260,934,866	304,577,210
	宅地計	464,152,723	461,872,711	468,640,799	516,940,472
池 沼		25,994	16,486	16,350	9,863
山 林		360,147	325,888	308,136	290,300
原 野		283,477	284,172	260,577	230,076
鉄軌道用地(単体利用)		5,963,999	6,273,277	6,627,100	6,794,651
鉄軌道用地(複合利用)		5,702,304	5,695,902	5,692,692	5,756,172
雑 種 地		100,251,676	97,874,580	96,480,874	87,675,707
合 計		620,123,329	614,761,883	618,706,972	636,012,552

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(単位:千円、%)

		前 年 度 対 比					
28	29	24	25	26	27	28	29
25,742,183	23,230,411	94.6	95.0	92.5	37.7	93.5	90.2
21,857,990	21,235,059	88.2	94.1	91.1	91.7	93.5	97.2
983,504,419	999,496,911	99.4	99.6	100.4	101.5	101.7	101.6
155,837,372	154,808,470	97.5	97.7	98.5	99.4	99.6	99.3
435,811,027	426,610,569	100.3	98.2	99.6	118.9	96.3	97.9
1,575,152,818	1,580,915,950	99.4	99.1	100.0	105.7	100.0	100.4
14,015	14,015	98.2	60.5	98.9	58.1	100.0	100.0
412,461	418,288	92.9	89.5	94.3	94.1	99.4	101.4
321,682	267,926	93.6	98.2	90.8	86.4	98.0	83.3
10,734,533	10,714,326	116.0	97.6	99.4	99.0	99.5	99.8
8,404,364	8,373,282	100.5	98.9	99.6	100.7	101.0	99.6
126,982,123	125,664,906	93.6	96.7	98.4	90.0	100.7	99.0
1,769,622,169	1,770,834,163	98.6	98.6	99.3	101.3	99.8	100.1

(単位:千円、%)

		前 年 度 対 比					
28	29	24	25	26	27	28	29
9,662,297	8,651,670	102.5	97.9	96.2	32.2	95.6	89.5
7,764,477	7,520,147	90.1	97.3	94.9	88.6	94.6	96.9
163,130,028	166,020,539	101.5	101.0	104.2	102.8	101.8	101.8
51,920,492	51,588,019	99.7	99.1	101.9	100.5	99.6	99.4
294,696,902	289,272,354	100.7	98.8	99.8	116.7	96.8	98.2
509,747,422	506,880,912	100.8	99.5	101.5	110.3	98.6	99.4
9,863	9,863	101.9	63.4	99.2	60.3	100.0	100.0
288,641	292,725	93.6	90.5	94.6	94.2	99.4	101.4
225,647	188,064	94.5	100.2	91.7	88.3	98.1	83.3
6,764,615	6,756,276	95.7	105.2	105.6	102.5	99.6	99.9
5,813,649	5,791,620	100.7	99.9	99.9	101.1	101.0	99.6
88,185,842	87,311,365	95.6	97.6	98.6	90.9	100.6	99.0
628,462,453	623,402,642	99.8	99.1	100.6	102.8	98.8	99.2

4 家屋に関する概要(平成29年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個人	98,656	744	97,912
法人	2,678	38	2,640
計	101,334	782	100,552

(2) 総括表

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木造	総数	79,563	8,236,986	238,151,213	28,912
	法定免税点未満のもの	763	29,626	62,902	2,123
	法定免税点以上のもの	78,800	8,207,360	238,088,311	29,009
木造以外	総数	17,566	7,756,742	364,288,360	46,964
	法定免税点未満のもの	137	3,547	14,562	4,105
	法定免税点以上のもの	17,429	7,753,195	364,273,798	46,984
計	総数	97,129	15,993,728	602,439,573	37,667
	法定免税点未満のもの	900	33,173	77,464	2,335
	法定免税点以上のもの	96,229	15,960,555	602,362,109	37,741
非課税家屋		252	127,365		

参考

実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

種類	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
専用住宅	68,331	6,927,743	211,532,989	30,534
共同住宅・寄宿舎	2,368	543,000	13,836,263	25,481
併用住宅	3,676	477,187	8,843,876	18,533
旅館・料亭・ホテル	12	804	6,870	8,545
事務所・銀行・店舗	843	90,270	2,340,620	25,929
劇場・病院	51	8,667	309,317	35,689
工場・倉庫	1,201	81,756	473,027	5,786
土蔵	13	627	1,855	2,959
附属家	3,068	106,932	806,396	7,541
計	79,563	8,236,986	238,151,213	28,912

イ 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	66	357,720	19,941,607	55,746
	鉄筋コンクリート造	994	1,902,743	127,280,606	66,893
	鉄骨造	2,402	755,137	33,125,020	43,866
	軽量鉄骨造	6,994	1,209,449	40,947,470	33,856
	レンガ造・コンクリートブロック造	15	2,968	65,505	22,070
	計	10,471	4,228,017	221,360,208	52,356
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	50	271,995	15,645,920	57,523
	鉄筋コンクリート造	383	468,753	27,373,869	58,397
	鉄骨造	3,777	2,568,457	97,523,970	37,970
	軽量鉄骨造	2,382	211,950	2,301,706	10,860
	レンガ造・コンクリートブロック造	503	7,570	82,687	10,923
	計	7,095	3,528,725	142,928,152	40,504
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	116	629,715	35,587,527	56,514
	鉄筋コンクリート造	1,377	2,371,496	154,654,475	65,214
	鉄骨造	6,179	3,323,594	130,648,990	39,310
	軽量鉄骨造	9,376	1,421,399	43,249,176	30,427
	レンガ造・コンクリートブロック造	518	10,538	148,192	14,063
	計	17,566	7,756,742	364,288,360	46,964

ウ 平成28年中の新增築分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
専用住宅		1,422	141,695	10,054,705	70,960
共同住宅・寄宿舎		47	12,861	888,029	69,048
併用住宅		14	2,129	141,796	66,602
旅館・料亭・ホテル					
事務所・銀行・店舗		26	4,378	240,570	54,950
劇場・病院					
工場・倉庫		6	585	20,620	35,248
土蔵					
附属家		8	641	26,586	41,476
	計	1,523	162,289	11,372,306	70,074
	(うち増築部分)	11	150	8,919	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
舗事 務所 百貨 店 店	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	963	133,464	138,592
	鉄骨造	20	12,966	1,001,664	77,253
	軽量鉄骨造	8	1,805	94,956	52,607
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	29	15,734	1,230,084	78,180
住宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	7	44,992	4,156,739	92,388
	鉄骨造	29	9,820	826,361	84,151
	軽量鉄骨造	152	47,537	3,942,864	82,943
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	188	102,349	8,925,964	87,211
工場 市 場 倉庫 ・	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造				
	鉄骨造	10	6,858	401,694	58,573
	軽量鉄骨造	24	994	39,709	39,949
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	34	7,852	441,403	56,215
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	866	92,488	106,799
	鉄骨造	3	2,180	188,757	86,586
	軽量鉄骨造	1	337	24,735	73,398
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	5	3,383	305,980	90,446
	合計	256	129,318	10,903,431	84,315
	(うち増築部分)	2	92	5,605	

エ 平成28年中の減少分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅		657	54,231	859,347	15,846
共同住宅・寄宿舍		31	6,053	79,308	13,102
併用住宅		68	8,184	108,231	13,225
旅館・料亭・ホテル					
事務所・銀行・店舗		19	1,883	23,983	12,737
劇場・病院					
工場・倉庫		29	2,272	13,700	6,030
土蔵					
附属家		64	1,974	6,649	3,368
計		868	74,597	1,091,218	14,628

(イ) 木造以外

種類	区分	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格 (円)
事務所・店舗・百貨店		20	6,312	148,928	23,594
住宅・アパート		50	12,434	301,849	24,276
病院・ホテル		1	492	18,745	38,100
工場・倉庫・市場		60	15,156	349,278	23,046
その他					
合計		131	34,394	818,800	23,806

オ 新築住宅に対する軽減状況の推移

(単位:戸、㎡、千円)

区分	年度	24	25	26	27	28	29
	地方税法附則 第15条の6第1項	戸数	4,394	4,199	4,309	4,585	4,558
	床面積	406,796	380,669	391,182	436,218	475,106	455,268
	軽減税額	170,538	168,082	176,590	187,794	200,066	201,373
地方税法附則 第15条の6第2項	戸数	3,799	3,712	3,188	1,623	1,689	2,107
	床面積	261,765	267,444	187,412	187,722	194,235	245,300
	軽減税額	141,165	150,741	107,514	119,144	147,512	175,955
地方税法附則 第15条の7第1項	戸数	643	938	1,279	1,565	1,724	1,726
	床面積	71,730	104,054	141,148	177,143	188,841	194,982
	軽減税額	33,157	48,480	66,175	80,595	90,486	97,209
地方税法附則 第15条の7第2項	戸数	4	5	6	6	8	6
	床面積	480	600	720	720	876	710
	軽減税額	206	270	321	298	374	373
地方税法附則 第15条の8第1項	戸数		10	64			58
	床面積		595	3,579			3,404
	軽減税額		402	2,302			2,693
地方税法附則 第15条の8第3項	戸数		22	22	22	22	20
	床面積		11,899	11,941	11,941	11,941	11,941
	軽減税額		4,236	4,252	4,230	4,230	4,230
地方税法附則 第15条の8第4項	戸数	1	79	225			41
	床面積	1,653	2,850	8,622			1,413
	軽減税額	1,099	1,814	5,707			964
地方税法附則 第15条の9第1項	戸数	16	23	21	2	2	3
	床面積	1,409	2,305	2,182	224	205	330
	軽減税額	194	311	302	31	40	40
地方税法附則 第15条の9第4項	戸数	4	10	12	14		
	床面積	391	883	1,033	1,139		
	軽減税額	34	92	140	143		
地方税法附則 第15条の9第9項	戸数	7	10	1	4	2	1
	床面積	738	877	101	426	211	71
	軽減税額	85	99	30	57	17	6
平成18年附則 第13条第29項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成21年附則 第8条第13項	戸数	27	15	15			
	床面積	1,522	804	804			
	軽減税額	906	501	501			
平成24年附則 第8条第11項	戸数	173	263	262	162	102	30
	床面積	10,462	15,553	15,553	9,558	5,888	1,740
	軽減税額	5,725	8,246	7,771	4,122	2,547	869
平成27年附則 第17条第10項	戸数				136	211	211
	床面積				7,917	12,581	12,581
	軽減税額				5,036	8,323	7,834
平成27年附則 第17条第12項	戸数				249	343	297
	床面積				9,406	12,651	10,998
	軽減税額				5,939	8,166	7,169
平成28年附則 第18条第11項	戸数					10	9
	床面積					824	844
	軽減税額					134	72
合計	戸数	9,068	9,286	9,404	8,368	8,671	8,954
	床面積	756,946	788,533	764,277	842,414	903,359	939,582
	軽減税額	353,109	383,274	371,605	407,389	461,895	498,787

5 償却資産に関する概要(平成29年度当初)

(単位:千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構築物	45,978,026	45,898,813	179,561	45,719,252
機械及び装置	24,209,443	23,935,335	467,096	23,468,239
船舶	56,902	56,902	0	56,902
航空機	0	0	0	0
車両及び運搬具	753,611	753,588	93	753,495
工具・器具及び備品	23,551,584	23,547,485	10,024	23,537,461
小計	94,549,566	94,192,123	656,774	93,535,349
地方税法第389条関係	48,804,087	44,219,638		
合計	143,353,653	138,411,761	656,774	93,535,349

6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

(単位:件、%)

区分 年度	土地	家屋	土地・家屋	償却資産	合計	前年度対比
24	577	215	980	119	1,891	100.0
25	620	197	1,023	133	1,973	104.3
26	593	200	984	125	1,902	96.4
27	555	227	934	127	1,843	96.9
28	486	202	881	115	1,684	91.4
29	451	191	881	140	1,663	98.8

7 国有資産等所在市町村交付金の推移

(単位:千円、%、人)

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
24	10,373,585	3,720,688	52,089	132.0	10
25	9,811,938	3,364,287	47,099	90.4	10
26	9,662,488	3,326,722	46,574	89.4	10
27	9,584,791	3,303,590	46,250	88.8	10
28	9,286,046	3,018,680	42,260	91.4	10
29	9,247,107	3,002,790	42,039	99.5	10

VI 都 市 計 画 税

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
24	1,430,703	872,704	2,303,407	96.3
			2,303,407	96.3
25	1,412,785	912,800	2,325,585	101.0
			2,325,585	101.0
26	1,411,302	945,954	2,357,256	101.4
			2,357,256	101.4
27	1,429,134	942,082	2,371,216	100.6
			2,371,216	100.6
28	1,421,750	981,426	2,403,176	101.3
			2,403,176	101.3

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度 区分	24			25		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都市計画税		2,393,033	2,327,428	97.26	2,388,033	2,326,192	97.41
		2,393,033		97.26	2,388,033		97.41
現年課税分		2,303,407	2,280,753	99.02	2,325,585	2,302,628	99.01
		2,303,407		99.02	2,325,585		99.01
土地		1,430,703	1,416,632	99.02	1,412,785	1,398,839	99.01
		1,430,703	1,416,632	99.02	1,412,785	1,398,838	99.01
家屋		872,704	864,121	99.02	912,800	903,789	99.01
滞納繰越分		89,626	46,675	52.08	62,448	23,564	37.73
		89,626		52.08	62,448	23,564	52.08

※ 下段は徴収猶予分を含む。

3 都市計画税の概要（平成29年度当初）

(1) 都市計画区域の面積

平成29年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計 (A + B) ※ (千㎡)
60,240	28,720	31,590	60,310

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている(60.31km²→60.24km²)が、都市計画区域の面積は従前のとおり。

(単位:千円、%)

26			27			28		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,417,087	2,356,627	97.50	2,427,141	2,373,707	97.80	2,454,799	2,402,793	97.88
2,417,087		97.50	2,427,141		97.80	2,454,799		97.88
2,357,257	2,334,090	99.02	2,371,216	2,350,165	99.11	2,403,176	2,382,270	99.13
2,357,257		99.02	2,371,216		99.11	2,403,176		99.13
1,411,302	1,397,432	99.02	1,429,134	1,416,447	99.11	1,421,750	1,409,382	99.13
1,411,302		99.02	1,429,134		99.11	1,421,750		99.13
945,955	936,658	99.02	942,082	933,718	99.11	981,426	972,888	99.13
59,830	22,537	37.67	55,925	23,542	42.10	51,623	20,523	39.76
59,830		52.08	55,925		52.08	51,623		39.76

(2) 土地・家屋の推移

区分			年度				
			24	25	26	27	
土 地	地積	宅地等	宅地	14,751	14,879	15,009	15,867
			その他	2,309	2,270	2,239	1,664
			計	17,060	17,149	17,248	17,531
		農地	1,673	1,523	1,386	1,062	
		計	18,733	18,672	18,634	18,593	
	筆数	宅地等	宅地	87,949	88,869	89,783	92,091
			その他	7,799	7,926	7,874	6,732
			計	95,748	96,795	97,657	98,823
		農地	3,932	3,707	3,444	2,765	
		計	99,680	100,502	101,101	101,588	
	決定価格	宅地等	宅地	1,276,759,405	1,266,553,702	1,267,282,559	1,351,123,192
			その他	157,127,581	153,473,568	150,912,142	111,148,117
			計	1,433,886,986	1,420,027,270	1,418,194,701	1,462,271,309
		農地	84,271,667	77,533,831	69,802,905	47,684,179	
		計	1,518,158,653	1,497,561,101	1,487,997,606	1,509,955,488	
	課税標準額	宅地等	宅地	563,894,771	560,248,194	563,188,119	611,466,175
			その他	103,697,634	102,388,771	101,345,510	76,627,487
			計	667,592,405	662,636,965	664,533,629	688,093,662
		農地	50,717,363	47,259,726	44,239,117	31,555,408	
		計	718,309,768	709,896,691	708,772,746	719,649,070	
家 屋	床面積	木造	5,812	5,888	5,959	6,051	
		木造以外	5,942	6,069	6,118	6,224	
		計	11,754	11,957	12,077	12,275	
	棟数	木造	56,578	57,090	57,675	58,217	
		木造以外	30,493	31,130	31,760	32,369	
		計	87,071	88,220	89,435	90,586	
	決定価格	木造	153,735,763	161,343,635	168,902,924	167,484,082	
		木造以外	284,342,299	296,772,991	301,065,195	302,131,071	
		計	438,078,062	458,116,626	469,968,119	469,615,153	
		課税標準額	木造	153,735,763	161,343,635	168,902,924	167,484,082
		木造以外	283,551,535	296,097,808	300,390,013	301,475,064	
	計	437,287,298	457,441,443	469,292,937	468,959,146		

(単位:千㎡、千円、%)

28	29	前年度対比					
		24	25	26	27	28	29
15,876	15,943	101.3	100.9	100.9	105.7	100.1	100.4
1,684	1,654	94.9	98.3	98.6	74.3	101.2	98.2
17,560	17,597	100.4	100.5	100.6	101.6	100.2	100.2
991	946	88.8	91.0	91.0	76.6	93.3	95.5
18,551	18,543	99.2	99.7	99.8	99.8	99.8	100.0
93,105	93,983	101.3	101.0	101.0	102.6	101.1	100.9
6,773	6,770	96.4	101.6	99.3	85.5	100.6	100.0
99,878	100,753	100.9	101.1	100.9	101.2	101.1	100.9
2,612	2,501	92.0	94.3	92.9	80.3	94.5	95.8
102,490	103,254	100.5	100.8	100.6	100.5	100.9	100.7
1,350,595,896	1,356,222,091	99.6	99.2	100.1	106.6	100.0	100.4
112,307,361	109,818,947	98.0	97.7	98.3	73.7	101.0	97.8
1,462,903,257	1,466,041,038	99.4	99.0	99.9	103.1	100.0	100.2
43,901,042	41,293,009	86.9	92.0	90.0	68.3	92.1	94.1
1,506,804,299	1,507,334,047	98.6	98.6	99.4	101.5	99.8	100.0
607,177,265	606,561,186	100.0	99.4	100.5	108.6	99.3	99.9
77,330,563	75,647,188	98.2	98.7	99.0	75.6	100.9	97.8
684,507,828	682,208,374	99.7	99.3	100.3	103.5	99.5	99.7
29,128,115	27,353,150	89.8	93.2	93.6	71.3	92.3	93.9
713,635,943	709,561,524	99.0	98.8	99.8	101.5	99.2	99.4
6,149	6,238	101.2	101.3	101.2	101.5	101.6	101.4
6,335	6,426	101.4	102.1	100.8	101.7	101.8	101.4
12,484	12,664	101.3	101.7	101.0	101.6	101.7	101.4
58,938	59,601	100.8	100.9	101.0	100.9	101.2	101.1
33,157	33,914	102.0	102.1	102.0	101.9	102.4	102.3
92,095	93,515	101.2	101.3	101.4	101.3	101.7	101.5
177,354,061	186,701,877	92.7	104.9	104.7	99.2	105.9	105.3
314,017,878	323,505,348	91.7	104.4	101.4	100.4	103.9	103.0
491,371,939	510,207,225	92.1	104.6	102.6	99.9	104.6	103.8
177,353,736	186,700,833	92.7	104.9	104.7	99.2	105.9	105.3
313,594,773	323,066,198	91.9	104.4	101.4	100.4	104.0	103.0
490,948,509	509,767,031	92.2	104.6	102.6	99.9	104.7	103.8

VII 特別土地保有税

1 調定額の推移

(単位:千円)

区分		年度				
		調定額				
		24	25	26	27	28
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

※ 徴収猶予分を除く。特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

2 納税義務者数の推移

(単位:人)

区分		年度				
		納税義務者数				
		24	25	26	27	28
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

3 決算状況の推移

(単位: 件、円、%)

区分 年度		件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度 対 比
24	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
25	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
26	現年課税分	0	0		0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
27	現年課税分	0	0		0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
28	現年課税分	0	0		0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-

VIII

諸

税

1 軽自動車税

(1) 車種別調定額の推移(各年度末:平成27年度まで)

車 種		税率	24	25	26	27	
自 原 動 機 付 車	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000	10,323,000	10,166,000	9,895,000	9,453,000	
	90cc以下	1,200	849,600	842,400	780,000	746,400	
	125cc以下	1,600	3,377,600	3,635,200	3,920,000	4,113,600	
	ミニカー	2,500	380,000	360,000	362,500	402,500	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)	2,400	7,288,800	7,284,000	7,214,400	7,156,800	
	3輪車(660cc以下)	3,100	6,200	6,200	6,200	6,200	
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		乗用自家用	7,200	181,900,800	192,780,000	207,475,200	219,326,400
		貨物営業用	3,000	2,115,000	2,052,000	2,085,000	2,211,000
貨物自家用		4,000	33,404,000	33,088,000	33,056,000	32,988,000	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600	1,217,600	1,200,000	1,166,400	1,163,200	
	その他(フォークリフト等)	4,700	1,391,200	1,386,500	1,367,700	1,400,600	
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000	12,336,000	12,272,000	12,460,000	12,732,000	
過 年 度			133,800	202,400	168,400	228,700	
合 計			254,729,100	265,280,200	279,962,300	291,933,900	
前年度対比			105.8	104.1	105.5	104.3	

※平成28年度以降課税分については、税額等が見直されたため、57ページに集計を掲載しております。

(2) 車種別課税台数の推移(各年度末:平成27年度まで)

車 種		税率	24	25	26	27	
自 原 動 機 付 車	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000	10,323	10,166	9,895	9,453	
	90cc以下	1,200	708	702	650	622	
	125cc以下	1,600	2,111	2,272	2,450	2,571	
	ミニカー	2,500	152	144	145	161	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)	2,400	3,037	3,035	3,006	2,982	
	3輪車(660cc以下)	3,100	2	2	2	2	
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	5,500	1	1	1	1
		乗用自家用	7,200	25,264	26,775	28,816	30,461
		貨物営業用	3,000	705	684	695	737
貨物自家用		4,000	8,351	8,272	8,264	8,247	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600	761	750	729	727	
	その他(フォークリフト等)	4,700	296	295	291	298	
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000	3,084	3,068	3,115	3,183	
過 年 度			26	43	32	61	
合 計			54,821	56,209	58,091	59,506	
前年度対比			102.7	102.5	103.3	102.4	

※平成28年度以降課税分については、税額等が見直されたため、58ページに集計を掲載しております。

(3) 税率区分別調定額の推移(各年度末:平成28年度～)

(単位:円、%)

車 種		税率区分	税率	28				
自動機付 自転車	50cc以下(ミニカーを除く)		2,000	18,076,000				
	90cc以下		2,000	1,238,000				
	125cc以下		2,400	6,436,800				
	ミニカー		3,700	632,700				
軽自動車	2輪車(250cc以下)		3,600	10,738,800				
	3輪車 (660cc以下)	継続税率	3,100	0				
		新税率	3,900	0				
		75%軽課	1,000	0				
		50%軽課	2,000	0				
		25%軽課	3,000	0				
		重課税率	4,600	9,200				
		小計		9,200				
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	継続税率	5,500	0			
			新税率	6,900	0			
			75%軽課	1,800	0			
			50%軽課	3,500	0			
			25%軽課	5,200	0			
			重課税率	8,200	0			
			小計		0			
		乗用自家用	継続税率	7,200	179,121,600			
			新税率	10,800	4,935,600			
			75%軽課	2,700	0			
			50%軽課	5,400	4,303,800			
			25%軽課	8,100	9,728,100			
			重課税率	12,900	58,849,800			
			小計		256,938,900			
	貨物営業用	継続税率	3,000	1,887,000				
		新税率	3,800	193,800				
		75%軽課	1,000	0				
		50%軽課	1,900	0				
		25%軽課	2,900	69,600				
重課税率		4,500	324,000					
小計			2,474,400					
貨物自家用	継続税率	4,000	22,504,000					
	新税率	5,000	1,455,000					
	75%軽課	1,300	0					
	50%軽課	2,500	0					
	25%軽課	3,800	589,000					
	重課税率	6,000	12,468,000					
	小計		37,016,000					
殊小 車自 動特	農耕作業用		2,400	1,744,800				
	その他(フォークリフト等)		5,900	1,781,800				
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	18,996,000				
過年度				140,600				
合計				356,224,000				
前年度対比				122.0				

※新税率及び重課税率については、平成28年度以降課税分から適用。

(4) 税率区分別課税台数の推移(各年度末:平成28年度～)

(単位:円、台、%)

車種		税率区分	税率	28					
自動機付 自転車	50cc以下(ミニカーを除く)		2,000	9,038					
	90cc以下		2,000	619					
	125cc以下		2,400	2,682					
	ミニカー		3,700	171					
軽自動車	2輪車(250cc以下)			3,600	2,983				
	3輪車 (660cc以下)		継続税率	3,100	0				
			新税率	3,900	0				
			75%軽課	1,000	0				
			50%軽課	2,000	0				
			25%軽課	3,000	0				
			重課税率	4,600	2				
			小計		2				
	4輪以上 (660cc以下)		乗用営業用		継続税率	5,500	0		
					新税率	6,900	0		
					75%軽課	1,800	0		
					50%軽課	3,500	0		
					25%軽課	5,200	0		
					重課税率	8,200	0		
					小計		0		
	4輪以上 (660cc以下)		乗用自家用		継続税率	7,200	24,878		
					新税率	10,800	457		
					75%軽課	2,700	0		
					50%軽課	5,400	797		
					25%軽課	8,100	1,201		
					重課税率	12,900	4,562		
					小計		31,895		
	4輪以上 (660cc以下)		貨物営業用		継続税率	3,000	629		
					新税率	3,800	51		
					75%軽課	1,000	0		
					50%軽課	1,900	0		
					25%軽課	2,900	24		
重課税率					4,500	72			
小計						776			
4輪以上 (660cc以下)		貨物自家用		継続税率	4,000	5,626			
				新税率	5,000	291			
				75%軽課	1,300	0			
				50%軽課	2,500	0			
				25%軽課	3,800	155			
				重課税率	6,000	2,078			
				小計		8,150			
殊小 車自 型特 動	農耕作業用			2,400	727				
	その他(フォークリフト等)			5,900	302				
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	3,166					
過年度				24					
合計				60,535					
前年度対比				101.7					

※新税率及び重課税率については、平成28年度以降課税分から適用。

2 市たばこ税

(1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

年度 月	24	25	26	27	28	前年度対比
4月	210,514,043	191,372,932	270,473,828	204,551,696	223,354,008	109.2
5月	179,435,794	214,216,581	151,628,181	200,813,505	186,877,940	93.1
6月	208,025,449	222,615,996	210,812,870	205,576,828	201,710,960	98.1
7月	196,992,594	211,237,018	193,540,944	208,320,430	200,725,471	96.4
8月	202,579,151	225,470,735	225,993,632	211,685,326	206,320,219	97.5
9月	203,527,084	230,491,167	208,763,068	203,924,254	205,012,567	100.5
10月	193,338,138	205,492,829	210,915,294	204,333,830	200,067,471	97.9
11月	194,705,219	226,975,542	206,328,003	217,721,430	196,639,761	90.3
12月	189,900,471	206,499,439	198,490,363	185,591,119	188,297,182	101.5
1月	201,630,540	224,305,479	218,322,526	223,488,458	222,206,984	99.4
2月	176,981,765	194,503,336	195,269,143	181,756,646	176,355,423	97.0
3月	171,754,419	192,374,103	182,563,897	178,914,440	175,482,650	98.1
過年度						
合計	2,329,384,667	2,545,555,157	2,473,101,749	2,426,677,962	2,383,050,636	98.2

(2) 月別本数の推移

(単位:本、円、%)

年度 月	24	25	26	27	28	前年度対比
4月	46,420,665	42,292,451	52,528,360	39,790,229	43,838,009	110.2
5月	39,580,184	41,550,321	29,510,936	39,083,024	36,012,419	92.1
6月	45,887,464	43,208,309	41,027,671	40,007,374	39,040,040	97.6
7月	43,490,416	41,018,084	37,678,753	40,544,086	38,903,479	96.0
8月	44,720,320	43,779,235	43,956,832	41,211,921	39,980,758	97.0
9月	44,946,073	44,782,241	40,642,004	39,704,853	39,719,238	100.0
10月	42,703,430	39,918,297	41,053,930	39,785,466	38,796,191	97.5
11月	43,020,357	44,084,510	40,179,524	42,408,063	38,118,531	89.9
12月	41,967,941	40,144,196	38,634,820	36,144,049	36,503,027	101.0
1月	44,530,982	43,538,973	42,471,457	43,521,455	43,061,908	98.9
2月	39,101,797	37,761,674	38,000,547	35,387,080	34,159,573	96.5
3月	37,951,035	37,365,255	35,534,970	34,875,085	34,028,722	97.6
過年度						
合計	514,320,664	499,443,546	481,219,804	472,462,685	462,161,895	97.8
1本当たりの税額	4.529051	5.096783	5.139235	5.136232	5.156311	

3 事業所税

(1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位:人、円、%)

区 分	事業に係る事業所税			新增設に係る 事業所税 (H15.4.1廃止)	合 計	前年度 対 比	
	資産割	従業者割	計				
24	納税義務者数	397	54	398	-	398	99.7
	調 定 額	653,088,200	72,677,100	725,765,300	-	725,765,300	104.1
25	納税義務者数	403	64	405	-	405	101.8
	調 定 額	630,572,600	73,212,500	703,785,100	-	703,785,100	97.0
26	納税義務者数	402	56	404	-	404	99.8
	調 定 額	658,573,000	76,038,900	734,611,900	-	734,611,900	104.4
27	納税義務者数	395	55	399	-	399	98.8
	調 定 額	653,883,500	76,499,100	730,382,600	-	730,382,600	99.4
28	納税義務者数	399	53	405	-	405	101.5
	調 定 額	665,646,300	75,742,800	741,389,100	-	741,389,100	101.5

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数

※ 事業に係る事業所税は、資産割額と従業者割額の合算額で課税されるものであるため、「資産割+従業者割=計」とはならない。

※ 平成15年4月1日以降に新築又は増築された事務所等に対する新增設に係る事業所税は廃止。

IX

徵

收

1 口座振替等の利用状況

(1) 口座振替の利用状況

(単位:人、%)

税目	年度	納税義務者数	口座振替利用者数	利用率
市・県民税 (普通徴収)	26	59,024	13,760	23.31
	27	48,199	11,572	24.01
	28	47,633	11,356	23.84
固定資産税 都市計画税	26	113,427	42,987	37.90
	27	114,617	43,043	37.55
	28	116,236	43,122	37.10
軽自動車税	26	58,724	3,468	5.91
	27	45,329	3,514	7.75
	28	46,085	3,428	7.44
国民健康保険税	26	55,065	15,142	27.50
	27	54,281	14,887	27.43
	28	53,070	14,440	27.21
合 計	26	286,240	75,357	26.33
	27	262,426	73,016	27.82
	28	263,024	72,346	27.51

※各年度当初1期時点の数値であり、随時期課税分を除く

(2) 収納方法の利用状況(平成28年度)

	コンビニ		口座振替		窓口納付		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 (普通徴収) (%)	87,938 (48%)	2,206,104,970 (26%)	38,046 (21%)	2,445,709,244 (29%)	59,004 (32%)	3,674,686,814 (44%)	184,988 (100%)	8,326,501,028 (100%)
固定資産税・ 都市計画税 (%)	99,433 (29%)	2,919,979,088 (14%)	154,450 (44%)	7,228,082,100 (35%)	93,315 (27%)	10,715,292,864 (51%)	347,198 (100%)	20,863,354,052 (100%)
軽自動車税 (%)	32,649 (54%)	191,787,156 (54%)	3,245 (5%)	17,688,800 (5%)	24,833 (41%)	142,821,737 (41%)	60,727 (100%)	352,297,693 (100%)
国民健康保険税 (%)	157,583 (40%)	2,322,530,009 (31%)	133,181 (33%)	2,584,037,200 (35%)	107,118 (27%)	2,525,440,120 (34%)	397,882 (100%)	7,432,007,329 (100%)
合計 (%)	377,603 (38%)	7,640,401,223 (21%)	328,922 (33%)	12,275,517,344 (33%)	284,270 (29%)	17,058,241,535 (46%)	990,795 (100%)	36,974,160,102 (100%)

【集計期間】 H28年4月～29年3月(納税義務者数は当初1期末時点)

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数

※ 納付書1枚につき、1件として計算

2 滞納処分状況の推移

(1)－1 差押(市税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
不動産		157	75,940,076	104	61,907,332
電話加入権		0	0	0	0
債権		1,772	355,541,656	1,424	279,605,355
合計		1,929	431,481,732	1,528	341,512,687
	(前年度対比)	97.42	71.80	79.21	79.15
差押解除		2,034	723,284,572	1,696	417,246,814
	(前年度対比)	100.89	108.53	83.38	57.69

(1)－2 差押(国民健康保険税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
不動産		35	28,212,800	20	12,218,900
電話加入権		0	0	0	0
債権		164	42,236,721	57	18,379,790
合計		199	70,449,521	77	30,598,690
	(前年度対比)	10.05	11.72	38.69	43.43

(2)－1 交付要求(市税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
前年度繰越		166	91,494,213	147	54,504,428
要求分		244	107,510,905	222	59,178,754
配当受領分		97	64,039,894	75	15,593,324
取下・解除分		263	144,500,690	255	73,213,178
翌年度繰越		147	54,504,428	114	40,470,004

(2)－2 交付要求(国民健康保険税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
要求分		97	65,616,221	113	90,592,897
配当受領分		25	14,415,953	14	13,884,500

(3)－1 執行停止(市税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
市民税		1,263	65,196,395	1,293	77,263,276
固定資産税(都市計画税含む)		206	18,126,057	216	15,386,686
軽自動車税		307	1,210,013	398	1,572,513
特別土地保有税		0	0	0	0
事業所税		2	2,935,700	0	0
合計		1,778	87,468,165	1,907	94,222,475
	(前年度対比)	69.70	37.99	107.26	107.72

(3)－2 執行停止(国民健康保険税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
国民健康保険税		4,092	404,113,433	5,375	470,501,936
	(前年度対比)			1.31	1.16

(4)－1 不納欠損(市税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
市民税		1,383	75,812,598	1,175	68,593,122
固定資産税(都市計画税含む)		353	25,894,569	283	17,579,212
軽自動車税		364	1,310,200	375	1,325,947
特別土地保有税		0	0	0	0
事業所税		2	2,935,700	0	0
合計		2,102	105,953,067	1,833	87,498,281
	(前年度対比)	76.38	68.23	87.20	82.58

(4)－2 不納欠損(国民健康保険税)

区分	年度	24		25	
		件数	税額	件数	税額
国民健康保険税		5,417	492,339,649	5,447	531,646,353
	(前年度対比)			1.01	1.08

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
114	67,950,555	131	96,904,384	62	41,042,864
0	0	0	0	0	0
1,512	314,037,375	1,837	372,021,781	1,212	246,306,133
1,626	381,987,930	1,968	468,926,165	1,274	287,348,997
106.41	111.85	121.03	122.76	64.74	61.28
1,709	411,844,319	1,939	464,758,567	1,306	294,469,241
100.77	98.71	113.46	112.85	67.35	63.36

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
38	53,460,336	22	36,364,000	18	20,253,984
0	0	0	0	0	0
119	53,507,390	59	25,903,230	274	137,528,335
157	106,967,726	81	62,267,230	292	157,782,319
203.90	349.58	51.59	58.21	360.49	253.40

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
114	40,470,004	104	30,870,118	123	52,102,371
231	61,120,373	236	86,398,903	194	57,444,482
96	17,739,577	100	16,014,927	82	14,265,210
241	70,720,259	217	65,166,650	197	64,422,938
104	30,870,118	123	52,102,371	120	45,123,915

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
63	44,158,035	68	44,245,571	74	36,032,967
16	7,954,745	18	5,693,516	18	7,735,582

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,415	79,698,684	1,356	65,622,334	998	57,996,073
255	34,910,392	279	19,310,968	156	15,750,717
270	882,117	254	1,005,642	267	1,057,101
0	0	0	0	0	0
1	453,600	0	0	0	0
1,941	115,944,793	1,889	85,938,944	1,421	74,803,891
101.78	123.05	97.32	74.12	75.22	87.04

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
6,519	910,791,151	5,261	394,019,522	6,631	512,042,918
1.21	1.94	0.81	0.43	1.26	1.30

(単位: 件、円、%)

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,608	88,765,746	1,573	75,221,645	1,150	57,808,973
335	38,378,085	360	18,517,596	269	18,352,452
346	1,373,867	382	1,423,232	306	1,180,585
0	0	0	0	0	0
1	453,600	0	0	0	0
2,290	128,971,298	2,315	95,162,473	1,725	77,342,010
124.93	147.40	101.09	73.79	74.51	81.27

26		27		28	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
4,530	485,205,316	4,858	449,981,637	6,248	487,913,769
0.83	0.91	1.07	0.93	1.29	1.08

3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位:千円、人、%)

区分		年度					
		24	25	26	27	28	
税収入額	1 市 税	46,277,944	45,894,632	46,748,490	47,132,873	47,968,863	
	2 個人の県民税	12,799,546	12,666,365	12,885,537	13,116,931	13,492,151	
	3 合計	59,077,490	58,560,997	59,634,027	60,249,804	61,461,014	
徴 税 費	人件費	4 基本給	385,389	356,274	380,417	373,894	376,754
		5 諸手当	221,979	224,035	239,215	234,233	252,802
		イ 超過勤務手当	25,487	28,643	32,909	43,532	45,233
		ロ 税務職手当	4,087	4,033	3,948	3,925	3,654
		ハ その他の手当	192,405	191,359	202,358	186,776	203,915
		6 その他	200,741	189,479	193,656	186,776	184,779
		7 小計	808,109	769,788	813,288	794,903	814,335
	需用費	8 旅費	327	299	293	347	354
		9 賃金	18,196	18,291	21,280	25,418	30,075
		10 その他	135,583	198,929	164,885	142,766	207,371
		11 小計	154,106	217,518	186,458	168,531	237,800
	類報する 償金及び これに	12 納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		13 納税組合報償金	0	0	0	0	0
		14 納税組合補助金	0	0	0	0	0
		15 その他	0	0	0	0	0
		16 小計	0	0	0	0	0
		17 その他	173,801	181,591	255,182	220,309	182,224
	18 合計	1,136,016	1,168,897	1,254,928	1,183,743	1,234,359	
徴収取扱費	19 県民税徴収取扱費	497,618	502,808	522,813	516,796	542,638	
	20 18-19	638,398	666,089	732,115	666,947	691,721	
税収入額に 対する徴税 費の割合	21 18÷3	1.92	2.00	2.10	1.96	2.01	
	22 20÷1	1.38	1.45	1.57	1.42	1.44	
徴税職員数	吏員	110	109	110	111	113	
	その他	0	0	0	0	0	
	23 合計	110	109	110	111	113	
	アルバイト	0	0	0	0	0	

X そ の 他

1 税外収入

(単位:円)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
徴税手数料	15,168,200	16,232,550	18,013,900	19,456,300	19,999,950
総務管理費委託金	79,708	90,680	73,821	89,859	92,541
徴税費委託金	497,618,155	502,808,358	522,813,072	516,796,017	542,637,580
延滞金	91,584,449	68,800,698	50,562,452	52,683,306	36,609,476
土地改良区費賦課徴収交付金	2,298,892	2,246,442	2,181,761	2,149,566	2,107,250
雑入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,573,070	1,516,000	1,559,314	1,597,521	1,597,521

2 徴税手数料

(単位:件、円)

区分 \ 年度	26		27		28	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税諸証明	55,352	11,070,400	59,519	11,903,800	63,063	12,612,600
資産税諸証明	15,057	5,565,100	15,946	6,190,900	16,076	5,964,950
納税証明	7,271	1,454,200	7,149	1,429,800	7,494	1,498,800
合計	77,680	18,089,700	82,614	19,524,500	86,633	20,076,350

※上表の合計件数及び合計金額は、本庁分国民健康保険税納税証明書手数料を含む(26年度: 75,800円(@200×379件)、27年度: 68,200円(@200×341件)、28年度: 76,400円(@200×382件))。このため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

3 電子計算機

(1) 電子計算機の利用に関する調

区 分		入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	個 普通徴収	給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	前年度課税マスターと1月1日現在の住民マスターを突合せ、対象者の申告書を作成、入力資料のエラー出力、資料合算、併徴処理、課税計算処理を行い、納税通知書・納付書等を作成。また、例月の各処理において税額変更通知書等を作成
	人 特別徴収	給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を入力し、前年度の特徴マスター及び1月1日現在の住民マスターと突合せ、特徴該当者を抽出し課税計算処理等を行い、異動届に基づき、全特処理、転勤処理、退職切替処理等を行う。また、各処理において税額通知書を作成
	法 人	法人(設立・異動)届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書(都道府県から) 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書 納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成
	固 定 資 産 税	土地(補充)課税台帳 家屋(補充)課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄せ帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成
軽 自 動 車 税	軽自動車税申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 非課税氏名順リスト 氏名順全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 通知書番号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバープレート順に入力し、課税及び異動処理を行い、納税通知書等を作成	
事 業 所 税	事業所等の新設(廃止)申告書 事業所税申告書 更正(決定)決議書 減免決定決議書	調定表 各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成	

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用FD 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理(各種更正処理・不一致処理) コンビニ速報・確報受信データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書	金融機関やコンビニ収納に基づく収納データの取り込み、消し込み処理により、収納管理を行う。
滞納管理	各種事象データ	催告用納付書 未納金額明細書 各種該当者一覧 各種状況一覧 各種統計表	滞納者の処分及び納付履歴を把握し、個人及び処分ごとの一元管理を行う
口座振替	口座振替依頼書 口座振替(自動払込利用申込)依頼書 自動払込受付通知書 自動払込利用廃止届書(収納加入者用)	口座振替納付済通知書 収納調定表 金融機関別税目別件数表 振替結果リスト 該当者全件リスト 振替請求リスト 定数ファイル更正確認リスト 口座マスター定数未登録一覧リスト	金融機関・郵便局とのCMT交換により口座振替を実施 口座振替の異動管理(新規登録・変更・解約等)については、オンライン処理し、課税処理へ接続

(2) 電子計算機を用いた証明書

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	税証明交付請求書	課税証明書 非課税証明書	請求に基づき、課税マスターに課税資料が登録されている者のみ証明書を自動発行
		営業届出済証明書	請求に基づき、宛名マスターで所在地等を確認し、自動発行
		課税台帳(兼)名寄帳 評価証明書 公課証明書 資産証明書 税額明細書	請求に基づき、課税台帳に登録されている事項を証明書として自動発行
		納税証明書「市・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税(一般用及び継続検査用)」	請求に基づき、各税目の納税証明書を自動発行

4 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行
	40年	4月	バロース会計機を2台導入
	42年	1月	市・県民税電算委託
	44年	3月	固定資産税電算委託
	45年	1月	国民健康保険税電算委託 軽自動車税電算委託
	47年	4月	口座振替制度実施
	49年	4月	収納消込OCR機導入
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託
		6月	集合徴収制度実施 集合市税収納状況一覧表のコミッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入 集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコミロー化
	53年	1月	固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入
		6月	市・県民税（特徴）電算導入
	54年	11月	集合市税催告書ヒートシール化
	55年	3月	収納消込機器変更
		4月	滞納繰越分消込電算併用
		6月	軽自動車税催告書ヒートシール化
	56年	6月	市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理
		10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理
	58年	4月	端末機導入
	59年	2月	漢字マスター完成
		7月	OCR機種変更
		11月	法人市民税電算処理 税の検索及び証明書発行オンライン稼働
60年	6月	納税組合報奨金計算電算処理	
	8月	集合市税収納即時消込オンライン稼働 納組口座即時更新オンライン稼働 宛名即時更新オンライン稼働	
61年	4月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）	
	5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始	
62年	7月	市・県民税未申告者抽出電算処理	
63年	8月	滞納管理オンライン稼働	

平成	元年	10月	OCR機種変更
	2年	8月	固定資産税課税台帳名寄せ光ディスク化
		12月	法人市民税オフコン稼働
	3年	7月	市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼働
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施
	8年	4月	郵便局口座振替開始
	8年	4月	地理情報システム稼働 土地評価システム稼働
	11年	4月	口座振替手数料改定
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼働
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼働 固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼働
			固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化
	17年	10月	平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼働 （経由機関とのデータ授受）
	21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始

XI 参 考 资 料

税目	年度	平成19年度	平成20年度～平成21年度																														
個人市民税	均等割	3,000円(再掲)	同左																														
	所得割 (総合課税)	6%	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業員数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業員数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業員数	税率(年額)																														
50億円超	50人超	3,000,000円																															
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																															
10億円超	50人以下	410,000円																															
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																															
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																															
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																															
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																															
1千万円以下	50人超	120,000円																															
上記以外の法人等		50,000円																															
法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円 超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円 超	—	14.7/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	同左																			
資本金等の額	法人税額	税率																															
1億円 超	—	14.7/100																															
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100																															
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100																															
固定資産税		1.4%(再掲)	同左																														
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 // 1,200円 90ccを超え125cc以下 // 1,600円 ミニカー // 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円 その他(フォークリフト等) // 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 2,400円 3輪のもの(660cc以下) // 3,100円 4輪以上 // 5,500円 のものを // 7,200円 (660cc以下) // 3,000円 (660cc以下) // 4,000円 (再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) // 2,400円	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)		3,298円(再掲) (旧3級品)1,564円(再掲)	同左																														
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																														
入湯税		150円(再掲)	同左																														
事業所税		資産割 1㎡600円 従業員割0.25%(再掲)	同左																														
都市計画税		0.2%(再掲)	同左																														

※平成19年度の内容について、個人市民税所得割(総合課税)の税率(6%)以外は税率の改定が行われなかったため、再掲とした。

税目	年度	平成22年度	平成23年度																														
個人市民税	均等割	3,000円(再掲)	同左																														
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																														
50億円超	50人超	3,000,000円																															
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																															
10億円超	50人以下	410,000円																															
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																															
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																															
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																															
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																															
1千万円以下	50人超	120,000円																															
上記以外の法人等		50,000円																															
	法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円 超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円 超	—	14.7/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	同左																		
資本金等の額	法人税額	税率																															
1億円 超	—	14.7/100																															
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100																															
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100																															
固定資産税		1.4%(再掲)	同左																														
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 // 1,200円 90ccを超え125cc以下 // 1,600円 ミニカー // 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円 // 4,700円 その他(フォークリフト等) 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 2,400円 3輪のもの(660cc以下) // 3,100円 4輪以上 { 乗 用 { 営業用 // 5,500円 // 7,200円 // 3,000円 // 4,000円 (660cc以下) { 貨物用 { 営業用 // 3,000円 // 4,000円 (再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) // 2,400円	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)		3,298円(再掲)⇒4,618円(10月1日以降) (旧3級品)1,564円(再掲)⇒2,190円(10月1日以降)	4,618円(再掲) (旧3級品)2,190円(再掲)																														
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																														
入湯税		150円(再掲)	同左																														
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割0.25%(再掲)	同左																														
都市計画税		0.2%(再掲)	同左																														

税目	年度	平成26年度																																													
個人市民税	均等割	3,500円 (平成35年度まで)																																													
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																													
法人市民税	均等割	(再掲)																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円															
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																												
50億円超	50人超	3,000,000円																																													
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																													
10億円超	50人以下	410,000円																																													
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																													
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																													
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																													
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																													
1千万円以下	50人超	120,000円																																													
上記以外の法人等		50,000円																																													
法人税割	不均一課税 ※新税率はH26.10.1以後に開始する事業年度分から適用																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																														
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																												
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																												
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100																																												
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																																												
固定資産税	1.4%(再掲)																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃 1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃 1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃 2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃 1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃 4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃 4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>〃 3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> <td> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>もの(660cc以下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(再掲)</td> <td>もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 1,000円		50ccを超え90cc以下	〃 1,200円		90ccを超え125cc以下	〃 1,600円		ミニカー	〃 2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃 1,600円		その他(フォークリフト等)	〃 4,700円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 2,400円		3輪のもの(660cc以下)	〃 3,100円		4輪以上	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> </tr> </table>	乗 用	営業用	〃 5,500円	自家用	〃 7,200円	貨 物 用	営業用	〃 3,000円	自家用	〃 4,000円		もの(660cc以下)		(再掲)	もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃 2,400円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 1,000円																																													
	50ccを超え90cc以下	〃 1,200円																																													
	90ccを超え125cc以下	〃 1,600円																																													
	ミニカー	〃 2,500円																																													
小型特殊自動車	農耕作業用	〃 1,600円																																													
	その他(フォークリフト等)	〃 4,700円																																													
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 4,000円																																													
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 2,400円																																													
	3輪のもの(660cc以下)	〃 3,100円																																													
	4輪以上	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> </tr> </table>	乗 用	営業用	〃 5,500円	自家用	〃 7,200円	貨 物 用	営業用	〃 3,000円	自家用	〃 4,000円																																			
乗 用	営業用	〃 5,500円																																													
	自家用	〃 7,200円																																													
貨 物 用	営業用	〃 3,000円																																													
	自家用	〃 4,000円																																													
	もの(660cc以下)																																														
(再掲)	もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃 2,400円																																													
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																														
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																														
入湯税	150円(再掲)																																														
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																														
都市計画税	0.2%(再掲)																																														

税目	年度	平成27年度																																																																			
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (平成35年度まで)																																																																			
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																			
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																					
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																		
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																			
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																			
10億円超	50人以下	410,000円																																																																			
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																			
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																			
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																			
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																			
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																			
上記以外の法人等		50,000円																																																																			
法人税割	不均一課税(再掲) ※新税率はH26.10.1以後開始の事業年度分から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																				
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																		
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																																																		
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100																																																																		
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																			
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>年額</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>年額</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>年額</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>年額</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>年額</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td></td> <td>年額</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>年額</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前取得車両</td> <td>H27.4.1取得車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,100円 年額 3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>年額</td> <td>5,500円</td> <td>年額</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>年額</td> <td>7,200円</td> <td>年額</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>年額</td> <td>3,000円</td> <td>年額</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>年額</td> <td>4,000円</td> <td>年額</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円		50ccを超え90cc以下	年額	1,200円		90ccを超え125cc以下	年額	1,600円		ミニカー	年額	2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	年額	1,600円		その他(フォークリフト等)	年額	4,700円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		年額	4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	2,400円			H27.3.31以前取得車両	H27.4.1取得車両		3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円 年額 3,900円		4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額	5,500円	年額	6,900円		自家用	年額	7,200円	年額	10,800円		貨物用	営業用	年額	3,000円	年額	3,800円		自家用	年額	4,000円	年額	5,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																																		
	50ccを超え90cc以下	年額	1,200円																																																																		
	90ccを超え125cc以下	年額	1,600円																																																																		
	ミニカー	年額	2,500円																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	年額	1,600円																																																																		
	その他(フォークリフト等)	年額	4,700円																																																																		
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		年額	4,000円																																																																		
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	2,400円																																																																		
		H27.3.31以前取得車両	H27.4.1取得車両																																																																		
	3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円 年額 3,900円																																																																		
	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額	5,500円	年額	6,900円																																																														
			自家用	年額	7,200円	年額	10,800円																																																														
		貨物用	営業用	年額	3,000円	年額	3,800円																																																														
			自家用	年額	4,000円	年額	5,000円																																																														
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																																																			
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																			
入湯税		150円(再掲)																																																																			
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																			
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																			

税目	年度	平成28年度																																																																								
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (平成35年度まで)																																																																								
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																								
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																									
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																							
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																								
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																								
10億円超	50人以下	410,000円																																																																								
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																								
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																								
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																								
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																								
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																								
上記以外の法人等		50,000円																																																																								
法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																											
資本金等の額	法人税額	税率																																																																								
1億円超	—	12.1/100																																																																								
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																																								
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																								
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																									
軽自動車税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下</td> <td>〃 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下</td> <td>〃 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>〃 3,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>〃 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃 5,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>〃 6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)</td> <td>〃 3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> <td>H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 3,000円 4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上の もの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> <td>6,900円 1,800円 3,500円 5,200円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> <td>10,800円 2,700円 5,400円 8,100円 12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> <td>3,800円 1,000円 1,900円 2,900円 4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> <td>5,000円 1,300円 2,500円 3,800円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円				50ccを超え 90cc以下	〃 2,000円				90ccを超え 125cc以下	〃 2,400円				ミニカー	〃 3,700円				小型特殊自動車 農耕作業用	〃 2,400円				その他(フォークリフト等)	〃 5,900円				2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	〃 6,000円				軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	〃 3,600円						H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			本則	本則	75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 3,000円 4,600円	4輪以上の もの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円 1,800円 3,500円 5,200円 8,200円	自家用	〃 7,200円	10,800円 2,700円 5,400円 8,100円 12,900円	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円 1,000円 1,900円 2,900円 4,500円	自家用	〃 4,000円	5,000円 1,300円 2,500円 3,800円 6,000円
原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																																									
50ccを超え 90cc以下	〃 2,000円																																																																									
90ccを超え 125cc以下	〃 2,400円																																																																									
ミニカー	〃 3,700円																																																																									
小型特殊自動車 農耕作業用	〃 2,400円																																																																									
その他(フォークリフト等)	〃 5,900円																																																																									
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	〃 6,000円																																																																									
軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	〃 3,600円																																																																									
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率																																																																						
		本則	本則	75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課																																																																						
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 3,000円 4,600円																																																																						
4輪以上の もの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円 1,800円 3,500円 5,200円 8,200円																																																																						
		自家用	〃 7,200円	10,800円 2,700円 5,400円 8,100円 12,900円																																																																						
	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円 1,000円 1,900円 2,900円 4,500円																																																																						
		自家用	〃 4,000円	5,000円 1,300円 2,500円 3,800円 6,000円																																																																						
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,925円																																																																									
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																									
入湯税	150円(再掲)																																																																									
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																									
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																									

税目	年度	平成29年度																																																																																																									
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (平成35年度まで)																																																																																																									
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																									
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																																										
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																								
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																									
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																									
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																									
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																									
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																									
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																									
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																									
法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																																												
資本金等の額	法人税額	税率																																																																																																									
1億円超	—	12.1/100																																																																																																									
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																																																																									
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																																																									
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																																										
軽自動車税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下</td> <td>〃 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下</td> <td>〃 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>〃 3,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>〃 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃 5,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>〃 6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)</td> <td>〃 3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> <td colspan="2">H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> <td>取得後13 年経過車両 重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課</td> <td>50%軽課</td> <td>25%軽課</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>			原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円						50ccを超え 90cc以下	〃 2,000円						90ccを超え 125cc以下	〃 2,400円						ミニカー	〃 3,700円						小型特殊自動車 農耕作業用	〃 2,400円						その他(フォークリフト等)	〃 5,900円						2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	〃 6,000円						軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	〃 3,600円								H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率		取得後13 年経過車両 重課			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																																																																										
50ccを超え 90cc以下	〃 2,000円																																																																																																										
90ccを超え 125cc以下	〃 2,400円																																																																																																										
ミニカー	〃 3,700円																																																																																																										
小型特殊自動車 農耕作業用	〃 2,400円																																																																																																										
その他(フォークリフト等)	〃 5,900円																																																																																																										
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	〃 6,000円																																																																																																										
軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	〃 3,600円																																																																																																										
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率		取得後13 年経過車両 重課																																																																																																					
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																																																					
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																																					
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																				
		自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																				
	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																				
		自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																				
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)3,355円																																																																																																										
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																										
入湯税	150円(再掲)																																																																																																										
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																										
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																																										

税目	年度	平成30年度																																																																																																															
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (平成35年度まで)																																																																																																															
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																															
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																																																
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																														
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																															
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																															
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																															
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																															
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																															
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																															
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																															
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																															
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																															
法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																																																		
資本金等の額	法人税額	税率																																																																																																															
1億円超	—	12.1/100																																																																																																															
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																																																																															
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																																																															
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																																																
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">原動機付自転車</th> <th rowspan="2">50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th colspan="4">年額</th> </tr> <tr> <th>2,000円</th> <th>2,000円</th> <th>2,400円</th> <th>3,700円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>5,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> <td>H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> <td>取得後13 年経過車両 重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課</td> <td>50%軽課</td> <td>25%軽課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額				2,000円	2,000円	2,400円	3,700円		50ccを超え90cc以下	2,000円					90ccを超え125cc以下	2,400円					ミニカー	3,700円				小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円					その他(フォークリフト等)	5,900円				2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	6,000円				軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	3,600円							H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率	取得後13 年経過車両 重課				本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課		3輪のもの(660cc以下)	3,100円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額																																																																																																															
		2,000円	2,000円	2,400円	3,700円																																																																																																												
	50ccを超え90cc以下	2,000円																																																																																																															
	90ccを超え125cc以下	2,400円																																																																																																															
	ミニカー	3,700円																																																																																																															
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																															
	その他(フォークリフト等)	5,900円																																																																																																															
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	6,000円																																																																																																															
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	3,600円																																																																																																															
			H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率	取得後13 年経過車両 重課																																																																																																											
			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																																									
	3輪のもの(660cc以下)	3,100円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																																									
	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																																								
自家用			7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																																									
貨物用		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																																									
		自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																																									
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)4,000円																																																																																																																
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																																
入湯税	150円(再掲)																																																																																																																
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																																
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																																																

※平成30年度は平成29年10月現在。

2 最近の主な税制改正一覧

【平成15年度適用】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	土地にかかる負担調整措置の見直し	商業地等、住宅用地の負担水準を維持するほか、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置にかかる価格下落率（1－新評価額／当該年度の前3年度の評価額）の要件を12%から15%に引き上げ。	15
市たばこ税	税率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品以外：1,000本につき 2,688円 → 2,977円 ・旧3級品：1,000本につき 1,266円 → 1,412円 ・手持品課税を実施。 	15
特別土地保有税	新規課税の停止	平成15年度以後、新たな課税を停止。	15
	特別土地保有税審議会の廃止	平成15年3月31日をもって廃止。	15
事業所税	新增設にかかる事業所税の廃止	平成15年3月31日をもって廃止。	15

【平成16年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式の譲渡所得にかかる税率の引き下げ	証券市場の活性化。 上場株式等の譲渡所得	13
		市4% → 市3.4% 県2% → 県1.6%	
	H15～H20：暫定税率（H16～：優遇税率）	15	
			市3.4% → 市2% 県1.6% → 県1%
先物取引にかかる雑所得等にかかる税率の引き下げ	個人投資家の一層の市場参加促進。 先物取引にかかる雑所得	15	
	市4% → 市3.4% 県2% → 県1.6%		
	均等割の税率引き上げ	2,500円 → 3,000円	16
	非課税限度額の引き下げ	控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合の加算額の引き下げ。 均等割：+216,000円→+198,000円 所得割：+360,000円→+350,000円	16

【平成17年度適用】

税目	項目	概要	改正年							
個人市・県民税	配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止。	15							
	均等割非課税措置の廃止	均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止。ただし、平成17年度は2分の1の額で課税し、平成18年度から全額で課税。	16							
	土地建物等の譲渡所得にかかる税率の引き下げ	土地市場の活性化に資する観点から税率引き下げ。 土地建物等の長期譲渡所得	<table border="1"> <tr> <td>市4%</td> <td>→</td> <td>市3.4%</td> </tr> <tr> <td>県2%</td> <td></td> <td>県1.6%</td> </tr> </table>	市4%	→	市3.4%	県2%		県1.6%	16
		市4%	→	市3.4%						
		県2%		県1.6%						
土地建物等の優良長期譲渡所得		<table border="1"> <tr> <td>特控後譲渡益 4,000万以下</td> <td>→</td> <td>2,000万以下</td> </tr> <tr> <td>市3.4%</td> <td></td> <td>市2.7%</td> </tr> <tr> <td>県1.6%</td> <td></td> <td>県1.3%</td> </tr> </table>	特控後譲渡益 4,000万以下	→	2,000万以下	市3.4%		市2.7%	県1.6%	
特控後譲渡益 4,000万以下	→	2,000万以下								
市3.4%		市2.7%								
県1.6%		県1.3%								
特控後譲渡益 4,000万超	→	2,000万円超								
市4%		市3.4%								
県2%		県1.6%								

【平成18年度適用】

税目	項目	概要	改正年												
個人市・県民税	65歳以上非課税制度の段階的廃止	65歳以上で前年合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税制度を廃止。ただし、平成17年1月1日現在65歳（昭和15年1月2日以前生まれ）以上で前年合計所得金額が125万円以下の者は、平成18年度分は3分の1で課税。	16												
	公的年金等控除の見直し	65歳以上の公的年金等収入金額を雑所得金額に換算する計算式を改正。	16												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等収入金額</th> <th>雑所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>140万円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>140万円超 260万円未満</td> <td>収入－140万円</td> </tr> <tr> <td>260万円以上 460万円未満</td> <td>収入×75% －75万円</td> </tr> <tr> <td>460万円以上 820万円未満</td> <td>収入×85% －121万円</td> </tr> <tr> <td>820万円以上</td> <td>収入×95% －203万円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等収入金額	雑所得金額	140万円以下	0円	140万円超 260万円未満	収入－140万円	260万円以上 460万円未満	収入×75% －75万円	460万円以上 820万円未満	収入×85% －121万円	820万円以上	収入×95% －203万円
		公的年金等収入金額		雑所得金額											
		140万円以下		0円											
140万円超 260万円未満		収入－140万円													
260万円以上 460万円未満		収入×75% －75万円													
460万円以上 820万円未満		収入×85% －121万円													
820万円以上		収入×95% －203万円													
↓															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等収入金額</th> <th>雑所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120万円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 330万円未満</td> <td>収入－120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td>収入×75% －37万5,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>収入×85% －78万5,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>収入×95% －155万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等収入金額		雑所得金額	120万円以下	0円	120万円超 330万円未満	収入－120万円	330万円以上 410万円未満	収入×75% －37万5,000円	410万円以上 770万円未満	収入×85% －78万5,000円	770万円以上	収入×95% －155万5,000円	
公的年金等収入金額		雑所得金額													
120万円以下		0円													
120万円超 330万円未満	収入－120万円														
330万円以上 410万円未満	収入×75% －37万5,000円														
410万円以上 770万円未満	収入×85% －78万5,000円														
770万円以上	収入×95% －155万5,000円														
老年者控除の廃止	65歳以上で前年合計所得金額が1,000万円以下の場合に、所得金額から48万円を控除する老年者控除を廃止。	16													
定率減税の1/2縮減	平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応して、緊急避難的な特例措置として導入されたもので、経済状況の改善により縮減。	17													

【平成18年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	非課税限度額の引き下げ	控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合の加算額の引き下げ。 均等割：+198,000円→+189,000円 所得割：+350,000円→+320,000円	18
固定資産税	土地にかかる負担調整措置の見直し	当該年度課税標準額は、原則として前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加える。従前どおり、負担水準が高い土地は課税標準額を引き下げるか、据え置く。	18
	著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止	負担水準が商業地等で45%以上、小規模住宅用地で55%以上、一般住宅用地で50%以上であり、かつ、価格下落率（1-新評価額/当該年度の前3年度の評価額）が15%の場合、前年度の課税標準額を据え置く措置の廃止。	18
市たばこ税	税率引き上げ	・旧3級品以外：1,000本につき 2,977円 → 3,298円 ・旧3級品：1,000本につき 1,412円 → 1,564円 ・手持品課税を実施。	18

【平成19年度適用】

税目	項目	概要	改正年																										
個人市・県民税	税率構造の改正	<p>所得税から市・県民税への税源移譲に伴い、税率を改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>5%(市3%・県2%)</td> </tr> <tr> <td>700万円以下</td> <td>10%(市8%・県2%)</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>13%(市10%・県3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>10%(市6%・県4%)</td> </tr> </tbody> </table>	課税標準額	税率	200万円以下	5%(市3%・県2%)	700万円以下	10%(市8%・県2%)	700万円超	13%(市10%・県3%)	課税標準額	税率	一律	10%(市6%・県4%)	18														
	課税標準額	税率																											
	200万円以下	5%(市3%・県2%)																											
700万円以下	10%(市8%・県2%)																												
700万円超	13%(市10%・県3%)																												
課税標準額	税率																												
一律	10%(市6%・県4%)																												
調整控除の創設	<p>所得税と市・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、一定額を市・県民税所得割額から減額する調整控除を創設。</p> <p>課税標準額が200万円以下 「人的控除額の差の合計額」と「課税標準額」のいずれか小さい額の5%(市3%・県2%)を減額。</p> <p>課税標準額が200万円超 {人的控除額の差の合計額 - (課税標準額 - 200万円)} × 5%(市3%・県2%)を減額。 (※2,500円未満の場合、2,500円)</p>	18																											
申告分離課税等の税率割合の改正	<p>総合課税における税率割合をもとに設定されている申告分離課税等の税率について、税率構造の改正に合わせた改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市3.4%</td> <td>→</td> <td>市3%</td> </tr> <tr> <td>県1.6%</td> <td></td> <td>県2%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市2%</td> <td>→</td> <td>市1.8%</td> </tr> <tr> <td>県1%</td> <td></td> <td>県1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">土地建物等の短期譲渡所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市6%</td> <td>→</td> <td>市5.4%</td> </tr> <tr> <td>県3%</td> <td></td> <td>県3.6%</td> </tr> </tbody> </table>	土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)			市3.4%	→	市3%	県1.6%		県2%	上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)			市2%	→	市1.8%	県1%		県1.2%	土地建物等の短期譲渡所得			市6%	→	市5.4%	県3%		県3.6%	18
土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)																													
市3.4%	→	市3%																											
県1.6%		県2%																											
上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)																													
市2%	→	市1.8%																											
県1%		県1.2%																											
土地建物等の短期譲渡所得																													
市6%	→	市5.4%																											
県3%		県3.6%																											

【平成19年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年															
個人市・県民税	申告分離課税等の税率割合の改正	<p>土地等の事業所得等（H21年度まで課税停止）</p> <p>①・②のいずれか多い方の金額</p> <p>①市9%・県3%</p> <p>② {(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)} × 総合課税の税率 - (課税総所得金額 × 総合課税の税率) × 110%</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>①・②のいずれか多い方の金額</p> <p>①市7.2%・県4.8%</p> <p>② {(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)} × 総合課税の税率 - (課税総所得金額 × 総合課税の税率) × 110%</p> <p>県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村交付金交付割合</p> <table border="1" data-bbox="671 1043 1353 1384"> <tr> <td style="text-align: center;">68/100</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3/5</td> </tr> <tr> <td>※配当割 H20.3.31まで 2/3</td> </tr> <tr> <td>※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3</td> </tr> </table> <p>配当控除の控除割合（一般的な控除）</p> <table border="1" data-bbox="671 1480 1353 1581"> <tr> <td>市2.0%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td>市1.6%</td> </tr> <tr> <td>県0.8%</td> <td>県1.2%</td> </tr> </table> <p>外国税額控除の控除割合</p> <table border="1" data-bbox="671 1630 1353 1776"> <tr> <td>市20%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td>市18%</td> </tr> <tr> <td>県10%</td> <td>県12%</td> </tr> </table>	68/100	→	3/5	※配当割 H20.3.31まで 2/3	※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3	市2.0%	→	市1.6%	県0.8%	県1.2%	市20%	→	市18%	県10%	県12%	18
		68/100	→			3/5												
※配当割 H20.3.31まで 2/3																		
※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3																		
市2.0%	→	市1.6%																
県0.8%		県1.2%																
市20%	→	市18%																
県10%		県12%																
	税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度のみ適用）	平成19年度分市・県民税において「調整控除」の適用を受け、平成20年度分市・県民税において「調整控除」の適用を受けなかった者について、申告により、平成19年度分市・県民税を税源移譲前の税額まで減額。	18															

【平成19年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	退職所得に係る特別徴収税額表の廃止	市・県民税率の10%比例税率化に伴い、特別徴収税額表を廃止。	18
	山林所得の5分5乗規定、変動所得又は臨時所得に係る平均課税の廃止	市・県民税率の10%比例税率化に伴い、山林所得の5分5乗規定、変動所得又は臨時所得に係る平均課税を廃止。	18
	定率減税の廃止	平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応して、緊急避難的な特例措置として導入されたもので、経済状況の改善とともに廃止。	18
	65歳以上非課税制度の段階的廃止	65歳以上で前年合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税制度を廃止。ただし、平成17年1月1日現在65歳（昭和15年1月2日以前生まれ）以上で前年合計所得金額が125万円以下の者は、平成19年度分は3分の2で課税。	16
固定資産税	住宅耐震改修に係る固定資産税減額措置	昭和57年1月1日以前から存する住宅(120㎡まで)で、30万円以上の耐震改修を行った場合、改修年に応じて翌年度以後最大3年度分の固定資産税(家屋)を1/2に減額。(H19年度からH28年度まで)	18
	鉄軌道用地の価格の特例新設	鉄道施設と商業等施設に複合利用されている鉄軌道用地について、それぞれの床面積割合で鉄軌道用地と宅地に地積を案分して価格を評価。	19
固定資産税・都市計画税	高圧ガス施設に係る特例措置の廃止	高圧ガス保安法の業務の用に供する施設の固定資産税・都市計画税の課税標準について、価格の2分の1とする特例を平成19年度から廃止。	19
	協同組織金融機関(信金・労金・信組)に係る特例措置の見直し	協同組織金融機関の事務所及び倉庫の固定資産税・都市計画税の課税標準について、「1/2」に軽減から、段階的に、「3/5」に軽減へ変更。	19
市たばこ税	特例税率の廃止、本則税率改定	現在適用している特例税率(3,298本/千本)を廃止し、当該税率を本則税率に改定。(旧3級品を除く)	19

【平成20年度適用】

税目	項目	概要	改正年			
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の創設（～平成28年度）	<p>税源移譲に伴い、所得税額が減少することにより、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる一方、個人住民税の負担が増加することから、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額措置を講じる。</p> <p>平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る）のうち、所得税に係る住宅借入金等特別控除額と税源移譲前の所得税額のいずれか小さい金額から、税源移譲後の所得税額を控除した金額を、翌年度の個人住民税所得割額から控除。（控除割合は、市民税3/5、県民税2/5）</p>	18			
	住宅借入金等特別税額控除の適用申告に係る規定の整備	<p>住宅ローン控除の申告が、期限後になされた場合であっても、市町村長がやむをえないと認める場合については、適用を受けられるとするもの</p>	20			
	損害保険料控除の廃止・地震保険料控除の創設	<p>地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、損害保険料控除を全廃し、地震保険料控除を創設。</p> <table border="1" data-bbox="671 1218 1353 1559"> <tr> <th data-bbox="671 1218 1353 1267">損害保険料控除</th> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1267 1353 1361"> <p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円 短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円 ※長期・短期の合計額は10,000円を限度 (適用) 平成19年度分まで</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="671 1608 1353 2040"> <tr> <th data-bbox="671 1608 1353 1657">地震保険料控除</th> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1657 1353 2040"> <p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円) (適用) 平成20年度分から (経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p> </td> </tr> </table>	損害保険料控除	<p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円 短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円 ※長期・短期の合計額は10,000円を限度 (適用) 平成19年度分まで</p>	地震保険料控除	<p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円) (適用) 平成20年度分から (経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p>
損害保険料控除						
<p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円 短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円 ※長期・短期の合計額は10,000円を限度 (適用) 平成19年度分まで</p>						
地震保険料控除						
<p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円) (適用) 平成20年度分から (経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p>						

【平成20年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	65歳以上非課税制度の段階的廃止	65歳以上で前年合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税制度の廃止。	16
市民税 法人	法人課税信託の受託者に法人税割を新たに課税	原則、受益者に課税するが、信託法改正に伴い、例外的に、法人課税信託の受託者に対しても、法人税割を課税する。	19
固定資産税	住宅バリアフリー改修に係る固定資産税減額措置	住宅バリアフリー改修が行われた住宅について、床面積100㎡分までを限度に翌年度分の税額を3分の1減額。（適用は、H20年度からH23年度までの間に1年度限り）	19
固定資産税・都市計画税	固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有する固定資産の固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする特例を平成20年度より適用。また、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社がそれぞれ所有する固定資産の固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする特例を平成20年度から平成24年度に限り適用。 ※平成19年度までは、日本郵政公社有資産所在市町村納付金で算定されていた。	19

【平成21年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式等の譲渡所得に係る課税の特例の適用期限延長	特例の適用期限について 「平成20年度まで」 →「平成21年度まで」に1年延長。	19
	公的年金からの特別徴収の実施	4月1日現在で65才以上の老齢基礎年金等の受給者について、公的年金等に係る所得に係る市・県民税を、老齢基礎年金等から特別徴収するもの。平成21年10月支給分から実施。	20
	寄附金控除の見直し	住民税の寄附金控除全般について、従来の所得控除から税額控除に変更し、適用下限額について従来の10万円から5千円に引き下げ、控除対象となる寄附金の総額の上限を総所得金額の25%以下から30%以下に引き上げる、抜本的見直しを行う。	20
		地方公共団体に対する寄附金については、原則、寄附額から5千円を差し引いた額が、住民税と所得税を通じて控除されることになる。(ふるさと納税)	
		所得税の控除対象となる団体への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体が条例で指定した団体への寄附金についても、新たに住民税の寄附金控除の対象となる。 所得税の控除対象となる団体のうち、市内に主たる事務所を有する法人への寄附金については、越谷市税条例により指定された。 このほか、市外に主たる事務所等があり、市内に施設等を有し継続的に活動する法人等への寄附金については、当該法人等が、越谷市税条例施行規則に基づき申請することにより、市民税の寄附金控除の対象となる。【平成22年度から適用される】	20 21
公益法人改革に係る所要の改正	従来の民法34条の公益法人は、H20年12月1日以降、特例民法法人に移行する。5年の移行期間内に、①公益社団法人・公益財団法人、②一般社団法人・一般財団法人、③解散を選択することになる。①②へ移行した場合、原則、均等割については最低税率が適用されることになる。	20	

【平成21年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公益法人改革に係る所要の改正	<p>従来の民法34条の公益法人は、H20年12月1日以降、特例民法法人に移行する。</p> <p>そして、5年の移行期間内に、①公益社団法人・公益財団法人に移行、②一般社団法人・一般財団法人に移行、③解散を選択することになる。</p> <p>特例民法法人の間は従来の非課税措置が継続。</p> <p>また、①へ移行した場合、従来と同様の非課税措置が受けられる。②へ移行した場合、平成25年度課税分までは、従来の非課税措置が継続する。</p>	20
	省エネ改修に係る固定資産税減額措置	<p>平成20年1月1日に存在する住宅を対象に、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修が行われた場合、床面積120㎡を限度に、床面積100㎡分までを限度に翌年度分の税額を3分の1減額。（適用は、H21年度からH23年度までの間に1年度限り）</p>	20
都市計画税・固定資産税	固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業・鉄道再構築事業を実施する路線において取得する固定資産、及び、公益社団法人・公益財団法人が所有する重要無形文化財に指定された伝統芸能を公演するための専用施設である固定資産について、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設。</p>	20

【平成22年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の創設	平成21年から平成25年までの間に居住を開始した住宅取得者を対象に、前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額から、前年分の所得税を控除した金額を、住民税の所得割の額から控除する。 ただし、所得税の課税総所得金額等の5%または9万7500円のいずれか少ない金額を限度とする。 住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告は不要。また、平成11年から18年まで間に居住を開始した者は、従来申告が必要とされていたが、平成22年度からは、申告が原則不要になる。	21
	上場株式等の配当所得にかかる軽減税率の適用期限延長	軽減税率適用の対象となる配当支払時期について「平成20年3月31日まで」(H21年度)→「平成21年3月31日まで」(H22年度)に延長。	19
	上場株式等の配当所得にかかる軽減税率適用期限の短縮	軽減税率適用の対象となる配当支払時期について「平成21年3月31日まで」(H22年度)→「平成20年12月31日まで」(H21年度)に短縮。	20
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例一部延長	平成22・23年度分(平成21年1月から平成22年12月末日までに発生・支払分)についてのみ、譲渡所得500万円未満、配当所得100万円未満の部分については軽減税率を引き続き適用。	20
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	上記平成20年改正内容をさらに改正し、平成22年度から平成24年度分(平成21年1月から平成23年12月末日までに発生・支払分)の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	21
	上場株式等の譲渡所得・配当所得間の損益通算制度の実施	平成21年1月以降支払い分(平成22年度課税分)から、配当所得については、申告により、総合課税のみならず、分離課税を選択可能となる。 分離課税を選択した場合には、過去3年分の譲渡損失との損益通算が可能になる。 ※H22年1月以降支払分(H23年度課税分)からは、特定口座内でも損益通算が可能となる。	20
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の適用期限を3年延長(H24年度課税分まで)。売却価格50万円未満、2,000頭以下の部分のみ特例の対象となる。	20
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例を平成26年度まで5年間延長。	21

【平成22年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	認定長期優良住宅に係る固定資産税減額措置	施行日（H21年6月4日）からH22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅は、申告により、5年度分（中高層耐火は7年度分）床面積120㎡までの部分に限り、税額が2分の1に減額。	21
市たばこ税	税率の引き上げ	平成22年10月1日以降の販売分につき税率引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧3級品以外1000本につき 3,298円⇒4,618円 ・ 旧3級品1000本につき 1,564円⇒2,190円 手持品が2万本以上の場合、手持品課税を実施。	22

【平成23年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市税	東日本大震災に係る雑損控除の特例	東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除を、納税義務者の選択により、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間を3年から5年に延長する。	23
軽自動車税	東日本大震災に係る被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等に対して、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。	23
	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内にある永久抹消登録等の代替軽自動車の非課税措置	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内にある永久抹消登録等された自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等に対して、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。	23

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除上乗せ分の廃止	こども手当の実施により、16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)が廃止される。 また、高校授業料無償化により、16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乗せ分が廃止される。 ※この扶養控除見直しに伴い、「扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置」を、「特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額」に改組する。	22
	住民税の寄附金税額控除の適用 下限額の引き下げ	住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。	23
	NPO法人の寄附金控除対象の 拡大	NPO法人への寄附金のうち「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」として条例で個別に指定することにより、当該NPO法人への寄附金を寄附金控除の対象とする。	23
	東日本大震災に係る雑損控除額 等の特例	東日本大震災に係る雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出の対象期間を1年から3年に延長する。	24
	東日本大震災に係る住宅ローン 控除の特例	・東日本大震災により所有する住宅が滅失した者が再取得した住宅に住宅ローン控除の特例を適用する。 ・また、滅失住宅に係る住宅ローン控除と再取得住宅に係る住宅ローン控除の重複適用を可能とする。	24
	個人住民税における退職所得の 10%税額控除の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における退職所得の所得割の10%税額控除を廃止する。	24
	個人住民税における勤続5年以 下の法人役員等の退職所得の2 分の1課税の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における勤続5年以下の法人役員・国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員について退職所得の2分の1課税を廃止する。	24

【平成24年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	東日本大震災に係る被災住宅用地の特例	東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地は、平成24年度分から平成33年度分まで住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用する。	23
固定資産税・都市計画税	東日本大震災に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までに取得した場合、被災住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。 ・東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を平成33年3月31日までに取得・改築した場合、被災家屋床面積相当分について4年度分を1/2、その後2年度分を1/3の税額を減額する。 	23
	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内にある住宅用地に代わる土地を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。 ・警戒区域内にある家屋に代わる家屋を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内家屋床面積相当分について4年度分を1/2、その後2年度分を1/3の税額を減額する。 	23
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の終了を平成24年3月31日から平成26年3月31日まで2年延長する。	24
	住宅用地及び市街化調整区域農地の負担調整措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・評価替に伴い負担調整措置を3年延長する。 ・負担水準が80%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を90%以上100%未満とする。（平成26年度に廃止） 	24
	わがまち特例の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情により特例措置を法律の範囲内で条例で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を創設し、平成24年度分は以下を対象とする。 ・特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水貯留浸透施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり2/3） ・公害防止用の下水道除害施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり3/4） 	24

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置	証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等については、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税となる。この非課税措置は、平成24年から平成26年に、非課税口座内で取得した上場株式等のみが対象となり、各年100万円分（取得対価）が上限となる。	22
	生命保険料控除の仕組みの変更	生命保険料控除の対象となる保険の種別として、一般生命保険・個人年金保険のほかに、介護医療保険が控除の対象になる。これに伴い、各保険の控除額の上限は2.8万円に変更になる。 この変更は平成24年1月1日以降契約分（新規分）がある場合のみ、適用になる。	22
	東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期間に係る特例	住宅ローン控除を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合、残りの控除対象期間において引き続き控除適用可能とする。	23
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	前記平成21年改正内容をさらに改正し、平成25年度から平成26年度分（平成24年1月から平成25年12月末日までに発生・支払分）の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	23
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の対象を売却価格50万円未満で、頭数を2,000頭から1,500頭以下の部分に変更し、適用期限を3年延長（H27年度課税分まで）する。	23
市たばこ税	県と市の税収調整のためのたばこ税の移譲	平成24年4月1日以降に開始する事業年度からの法人実効税率の引下げに伴い、県と市の税収調整のため、平成25年4月1日以降の販売につき県から市へたばこ税の一部を移譲する。 ・ 旧3級品以外1000本につき 4,618円⇒5,262円 ・ 旧3級品1000本につき 2,190円⇒2,495円	24

【平成25年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
共通	延滞金等の見直し	<p>昨今の低金利を踏まえ H26 年より延滞金等の割合を引き下げる。</p> <p>(延滞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月超 …本則 年 14.6% <li style="padding-left: 2em;">⇒新特例基準割合 + 7.3% ・ 1 カ月以内…本則 年 7.3% <li style="padding-left: 2em;">特例 旧特例基準割合 + 年 4% <li style="padding-left: 2em;">⇒新特例基準割合 + 年 1% <p>※旧特例基準割合…商業手形の基準割引率（公定歩合） + 年 4%</p> <p>※新特例基準割合…各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として財務大臣が告示する割合 + 年 1%</p>	25
固定資産税	耐震改修住宅に係る減額措置申請に伴う必要書類の追加	<p>減額措置の適用対象となる耐震改修費用の額の引上げに伴う経過措置の対象となる耐震改修について、減額措置申請時における必要書類を追加する。</p>	25
都市計画税 固定資産税・	都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）	<p>備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準を最初の 5 年間、条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を新設する。（本市は従前どおり 2/3）</p>	25
特別土地保有税 固定資産税・	納税義務者の特例措置の廃止	<p>独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う指定仮換地に係る納税義務者の特例措置を事業の終了に伴い廃止する。</p>	25

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	24
	給与所得控除額の上限定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上は、控除額245万円を上限とする。	24
	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する ・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	24
	復興特別所得税の導入に伴う寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外することにより適用下限額2,000円を維持する。	25
	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人にも拡大する。	25
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。（本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 14.7%⇒12.1% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 12.9%⇒10.3%	26
都市計画税 固定資産税	住宅用地及び特定市街化区域農地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	24

【平成26年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	東日本大震災の復興支援のための被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置の延長	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成26・27年度分の、平成27年度取得分は平成27・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	26

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置の施行時期の繰り下げ	前記平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万円分(取得対価)が上限となる)	23
	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置(NISA)の見直し	前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得について非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を平成26年から平成28年までの3年間を平成35年までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年から5年に縮減する。	25
	住宅ローン控除の延長等	住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居まで4年間延長する。 住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げられた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%に、限度額を97,500円⇒136,500円に引き上げる。	25
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成29年度までに3年延長する。	26
	一定の要件を満たす耐震改修住宅の住宅借入金等特別税額控除の適用の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除することとし、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手続を要せずに、所得税減税分相当額（申告特例控除額）を併せた額を住民税所得割額から税額控除する申告特例制度を創設する。	27
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用いる資本金等の額に係る基準の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」をもとに税率区分を決定する。	27
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	(i) 汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/3を参酌し1/6以上1/2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/3） (ii) テトラクロエチン系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/2） (iii) フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/2）	26
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める（本市は2/3） (ii) 自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は3/4を参酌し2/3以上5/6以下の範囲内で条例で定める（本市は3/4）	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																											
固定資産税	耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置	耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付けられた大規模建築物等の既存家屋について、政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行った場合における減額措置の創設。2年間、税額の2分の1を減額（改修工事費の2.5%を限度）	26																											
都市計画税 固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	27																											
軽自動車税	原動機付自転車等の税率引上げ	<p>原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・原動機付自転車 50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の小型自動車 (250cc 超)</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>・小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>〃 その他 (フォークリフト等)</td> <td>4,700 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみの規定)</p>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円	90cc 以下	1,200 円	2,000 円	125cc 以下	1,600 円	2,400 円	ミニカー	2,500 円	3,700 円	・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円	・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000 円	6,000 円	・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円	〃 その他 (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円	26
	(車両区分)	(改正前)	(改正後)																											
	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円																											
90cc 以下	1,200 円	2,000 円																												
125cc 以下	1,600 円	2,400 円																												
ミニカー	2,500 円	3,700 円																												
・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円																												
・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000 円	6,000 円																												
・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円																												
〃 その他 (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円																												
原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日の延期	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	27																												
4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係る税率の引上げ	<p>新規に取得される（H27.4.1以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から）4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5倍に引き上げ、その他の区分は約1.25倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・3輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td>・4輪以上 乗用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td> 貨物用 営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・3輪	3,100 円	3,900 円	・4輪以上 乗用			営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円	26							
(車両区分)	(改正前)	(改正後)																												
・3輪	3,100 円	3,900 円																												
・4輪以上 乗用																														
営業用	5,500 円	6,900 円																												
自家用	7,200 円	10,800 円																												
貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円																												
自家用	4,000 円	5,000 円																												

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	納税環境整備としての猶予制度の見直し	<p>猶予制度について、手続の明確化等の国税と同様の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとする徴収猶予制度の見直し ・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとするなどの換価猶予制度の見直し ・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定めるものとする担保不徴取基準の見直し（本市は猶予金額100万円以下又は猶予期間3月以内） 	27
個人市・県民税	特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得金額から最大で1,000万円を控除する。	21
	年金特別徴収の仮徴収税額と本徴収税額の平準化	公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴収分（10・12・2月）と仮徴収分（4・6・8月）との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の1に変更する。	25
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成27年度までから平成30年度までに3年延長する。	26
	ふるさと納税特例控除額の控除限度額引上げ	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割から2割に引き上げる。	27
	最高裁判決を踏まえた延滞金計算期間の見直し	減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の徴収においては、当初申告による納付部分については延滞金がかからないこととする。	28
法人市民税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の創設	法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に、法人税割額から一定額の税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度分については特定寄附金額の15%に相当する額を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分については特定寄附金額の17.1%に相当する額を法人税割額から控除する。	28

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	<p>旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。</p> <p>平成28年度（第1段階） 1,000本当たり2,495円（特例税率）⇒2,925円</p>	27

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	公社債等と株式等の所得課税の一体化	<p>公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。</p> <p>特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。</p> <p>特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。</p>	25
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上は、控除額230万円を上限とする。	26
	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示を義務付ける。	27
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例を創設。	28
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	28
	中小事業者等が取得する経営力向上設備等に係る課税標準特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置については、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり1/2）	28
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	<p>(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2/3を参酌し1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2/3）</p> <p>(ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は参酌基準の1/2）</p>	28

【平成29年度適用（つづき）】

固定資産税・都市計画税	勧告遊休農地に係る課税の強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、その評価において、農地売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗じる農地の特例措置を適用しないこととする。	28
	農地中間管理事業のための賃借権等を設定した農地に係る課税標準特例措置の創設	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち一定の要件に該当するものについては、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は4/5を参酌し7/10以上9/10以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり4/5）	28
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年度におけるグリーン化特例による軽課制度の適用期限を延長し、H28.4.1からH29.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成29年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。	28
	不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合には、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額（軽減税額）を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成29年度（第2段階） 1,000本当たり2,925円⇒3,355円	27

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上は、控除額220万円を上限とする。	26
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得控除の適用を受けることができる特例を創設。	28
	医療費控除の添付書類の見直し	医療費控除又は医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	29
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を平成29年度までから平成32年度までに3年延長する。	29
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成30年度（第3段階） 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	27
固定資産税	特定耐震基準適合住宅・特定熱損失防止改修住宅に係る減額措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	29

【平成30年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり1/2）	29
固定資産税・都市計画税	居住用超高層建築物に対する課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積については、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。	29
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	<p>(i) 市民緑地の用に供する土地 平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日）から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地について、最初の3年度間における課税標準特例措置を創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は2/3）</p> <p>(ii) 特定事業所内保育施設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府による企業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所内保育事業の施設の用に供する固定資産について、最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し課税標準の特例割合は1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は1/3）</p>	29

【平成31年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から平成31年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額逦減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから平成33年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1%⇒8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3%⇒6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階） 1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成32年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・ 県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（積立NISA）を創設。（年間投資上限額40万円・非課税期間20年）	29

【平成33年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・ 県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成31年6月30日までの入居から平成33年12月31日までの入居まで2年半延長する。	28

3 個人市・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成9・10年度	
区分			
収入額 より 控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 給与収入金額×90%-1,200,000 給与収入金額×95%-1,700,000
	青色専従者給与	支払った金額	
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,400,000円 1,400,001円～2,599,999円 2,600,000円～4,599,999円 4,600,000円～8,199,999円 8,200,000円～
	前年12月31日現在 65歳未満の者	1円～700,000円 700,001円～1,299,999円 1,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～	0円 公的年金等収入金額-700,000円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円
所得控除	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円	
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額-保険等の補てん額)-(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円	
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額	
	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額	
	生命保険料控除	前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 70,001円～ 35,000円 合計 70,000円	
	損害保険料控除	前年中に支払った損害保険料(火災保険、損害保険など) ①保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある場合(長期契約) 1円～5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円 ②①以外(短期契約) 1円～1,000円 支払保険料の全額 1,001円～3,000円 支払保険料×0.5+500円 ※長期契約と短期契約の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額10,000円 3,001円～ 2,000円	
	寄附金控除	埼玉県共同募金会・日本赤十字社・都道府県・市町村・特別区・災害救助法第32条の規定により日本赤十字社に協力する募金団体(報道機関、慈善団体又は宗教団体、商工会議所等)に対する寄附金 (寄附金の額と総所得金額等の25%相当額のうち、いずれか少ない金額)-10万円	
	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 28万円	
	高齢者控除	前年12月31日現在65歳以上で前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 48万円	
	寡婦控除	①高齢者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②高齢者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)	
	寡夫控除	高齢者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円	
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円	
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、21万円を加算	
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が76万円未満に限る)		
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 41万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、21万円を加算		
基礎控除	33万円		
障害者・高齢者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が125万円以下		

年度		平成11年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 【10改正】		
	老年者控除	同 左		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【10改正】		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 43万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【10改正】		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成12～16年度		
区分				
収入額 より 控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	同 左		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【11改正】		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成17年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	同 左		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、 38万円を超えて 76万円未満に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない 【15改正】		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成18年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 1,200,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～	0円 公的年金等収入金額－1,200,000円 公的年金等収入金額×75%－375,000円 公的年金等収入金額×85%－785,000円 公的年金等収入金額×95%－1,555,500円 ※公的年金等控除の見直し 【16改正】
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	廃止		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	「老年者」を段階的廃止。昭和15年1月2日以前生まれで前年合計所得金額125万円以下の場合、税額は3分の1 【17改正】			

年度		平成19年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	「老年者」を段階的廃止。昭和15年1月2日以前生まれで前年合計所得金額125万円以下の場合、税額は 3分の2 【17改正】			

年度		平成20年度		
区分				
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得 控 除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除 ↓(廃止) 地震保険料控除 (創設)	損害保険料控除を廃止。 地震等による損害により生じた損失の額を補てんする保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の 保険料又は掛金の2分の1を総所得金額等から控除する 地震保険料控除を創設 ※限度額25,000円 ※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。		
		【18改正】		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	老年者の非課税判断を廃止。【17改正】			

区分		年度	平成 21 年度	
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左	
前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者		同 左		
所得 控 除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000 円以下 支払い保険料×0.5 50,000 円超 25,000 円 ※限度額 25,000 円 保険期間が 10 年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1 円～ 5,000 円 支払保険料の全額 5,001 円～15,000 円 支払保険料×0.5+2,500 円 15,001 円～ 10,000 円(最高限度額) ※経過措置として、平成 18 年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して 25,000 円を限度額とする。		
	寄附金控除	廃 止 税額控除に変更(平成 21 年度より)		【18 改正】
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成22・23年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成24年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同居特別障害者加算新設（扶養控除への加算から変更）		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	16歳未満の者について扶養控除（年少扶養控除）の廃止、16歳以上19歳未満の者について特定扶養控除上乗せ分の廃止			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成25年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	<p>(旧契約)平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 70,001円～ 35,000円 合計 70,000円</p> <p>(新契約)平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 それぞれの適用限度額は28,000円になる(合計70,000円が上限)。 56,001円～ 28,000円 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となる。</p>		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成26年度	
区分			
収入額 よ り 控 除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円	0円
		651,000円～1,618,999円	給与収入金額－650,000円
		1,619,000円～1,619,999円	969,000円
		1,620,000円～1,621,999円	970,000円
		1,622,000円～1,623,999円	972,000円
		1,624,000円～1,627,999円	974,000円
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%
		1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000
		3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000
		6,600,000円～9,999,999円	給与収入金額×90%－1,200,000
10,000,000円～14,999,999円	給与収入金額×95%－1,700,000		
15,000,000円～	給与収入金額－2,450,000円 ※H24改正で1,500万円以上は控除額は245万円が上限		
青色専従者給与	同 左		
白色専従者給与	同 左		
公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
	前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左		

年度		平成27年度		
区分				
収入額 より 控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成28年度		
区分				
収入額 より 控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成29年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～11,999,999円 12,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 給与収入金額×90%-1,200,000 給与収入金額×95%-1,700,000 給与収入金額-2,300,000円 ※1,200万円以上は控除額230万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
		医療費控除	同 左	
		社会保険料控除	同 左	
		小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
		生命保険料控除	同 左	
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成30年度		
区分				
収入額 より 控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000 給与収入金額×90%－1,200,000 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
		医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用	
		社会保険料控除	同 左	
		小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
		生命保険料控除	同 左	
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

※平成30年度は平成29年10月現在。

市 税 概 要 （平成29年度）

平成29年10月

編集・発行 越谷市行財政部
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話 048-964-2111(代表)
048-963-9144(直通)
メールアドレス 10025400@city.koshigaya.saitama.jp
ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>